

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月24日
【会社名】	株式会社メタップス
【英訳名】	Metaps Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 航陽
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー30階
【電話番号】	(03) 5325 - 6280 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 山崎 祐一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー30階
【電話番号】	(03) 5325 - 6280 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 山崎 祐一郎
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 3,231,360,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 5,207,400,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 900,900,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,152,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1．平成27年7月24日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成27年8月12日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、273,000株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である佐藤航陽（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成27年7月24日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式273,000株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成27年8月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成27年8月12日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	1,152,000	3,231,360,000	1,748,736,000
計（総発行株式）	1,152,000	3,231,360,000	1,748,736,000

- （注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成27年7月24日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年8月20日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,300円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は3,801,600,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年 8 月21日(金) 至 平成27年 8 月26日(水)	未定 (注) 4	平成27年 8 月27日(木)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年 8 月12日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 8 月20日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 8 月12日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成27年 8 月20日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成27年 8 月20日に決定する予定であります。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成27年 8 月28日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 . 申込み在先立ち、平成27年 8 月13日から平成27年 8 月19日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 中野坂上支店	東京都中野区中央二丁目2番4号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年8月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計	-	1,152,000	-

（注）1. 各引受人の引受株式数は、平成27年8月12日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年8月20日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,497,472,000	19,000,000	3,478,472,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,300円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額3,478,472千円及び前記「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の本第三者割当増資の手取概算額上限825,927千円については、設備資金として560,000千円（平成28年8月期：280,000千円、平成29年8月期：280,000千円）、アプリ収益化プラットフォーム“metaps”において発生する広告媒体（メディア）等への前払い費用などの運転資金として2,000,000千円（平成28年8月期：1,000,000千円、平成29年8月期：1,000,000千円）、決済プラットフォーム“SPIKE”で提供するプリペイド型の電子マネー“SPIKEコイン”において発生する資金決済法に基づく供託金として1,387,000千円（平成28年8月期：184,000千円、平成29年8月期：1,203,000千円）、その他、採用費・人件費、広告宣伝費・販促費およびオフィス移転にかかる費用として357,399千円（平成28年8月期：321,000千円、平成29年8月期：36,399千円）を充当する予定であります。

設備資金の内訳としましては、今後の業容拡大に向け、アプリ収益化プラットフォーム“metaps”にかかるシステム構築費用として370,000千円（平成28年8月期：185,000千円、平成29年8月期：185,000千円）、オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”にかかるシステム構築費用として190,000千円（平成28年8月期：95,000千円、平成29年8月期：95,000千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年8月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	1,578,000	5,207,400,000	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda JAPAN VENTURES I L.P. 950,000株 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階 京大ベンチャーNVC1号投資事業有限責任組合 180,000株 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 ngiベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合 138,000株 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 アジア学生起業家ファンドI-SHIN投資事業有限責任組合 109,000株 東京都中央区日本橋一丁目17番10号 ネオステラ1号投資事業有限責任組合 96,000株 東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲名古屋ビル3F MSIVC2008V投資事業有限責任組合 63,000株 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号 S M B C ベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合 42,000株
計(総売出株式)	-	1,578,000	5,207,400,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出数等については今後変更される可能性があります。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、273,000株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,300円)で算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成27年 8月21日(金) 至 平成27年 8月26日(水)	100	未定 (注)2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注)3

- (注)1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成27年8月20日）に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	273,000	900,900,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	273,000	900,900,000	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,300円)で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 8月21日(金) 至 平成27年 8月26日(水)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	-	-

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成27年8月20日)に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、273,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成27年9月25日を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成27年9月25日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年8月20日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年7月24日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 273,000株
(2)	払込金額	未定。(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	平成27年9月30日(水)

(注)1. 払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。

2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成27年8月20日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、当社株主かつ貸株人である当社代表取締役社長佐藤航陽、当社株主かつ当社監査役である亀村明、当社株主かつ当社子会社取締役であるChoy Wai Cheong、当社ストック・オプション保有者かつ当社取締役である山崎祐一郎及び久野憲明、並びにストック・オプション保有者かつ当社子会社取締役である鄭希は、S M B C日興証券株式会社(主幹事会社)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成28年2月23日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主かつ売出人であるJAPAN VENTURES I L.P.、京大ベンチャーN V C C 1号投資事業有限責任組合、ngiベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合、アジア学生起業家ファンドI-SHIN投資事業有限責任組合、ネオステラ1号投資事業有限責任組合、MSIVC2008V投資事業有限責任組合及びS M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合、並びに当社株主であるインテック・アイティ2号投資事業有限責任組合及び三生5号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の平成27年11月25日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含むが、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、継続所有等の確約を行っているものを除く。)の売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。


また、当社は、主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成28年2月23日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 事業の概況と経営理念」～「4 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

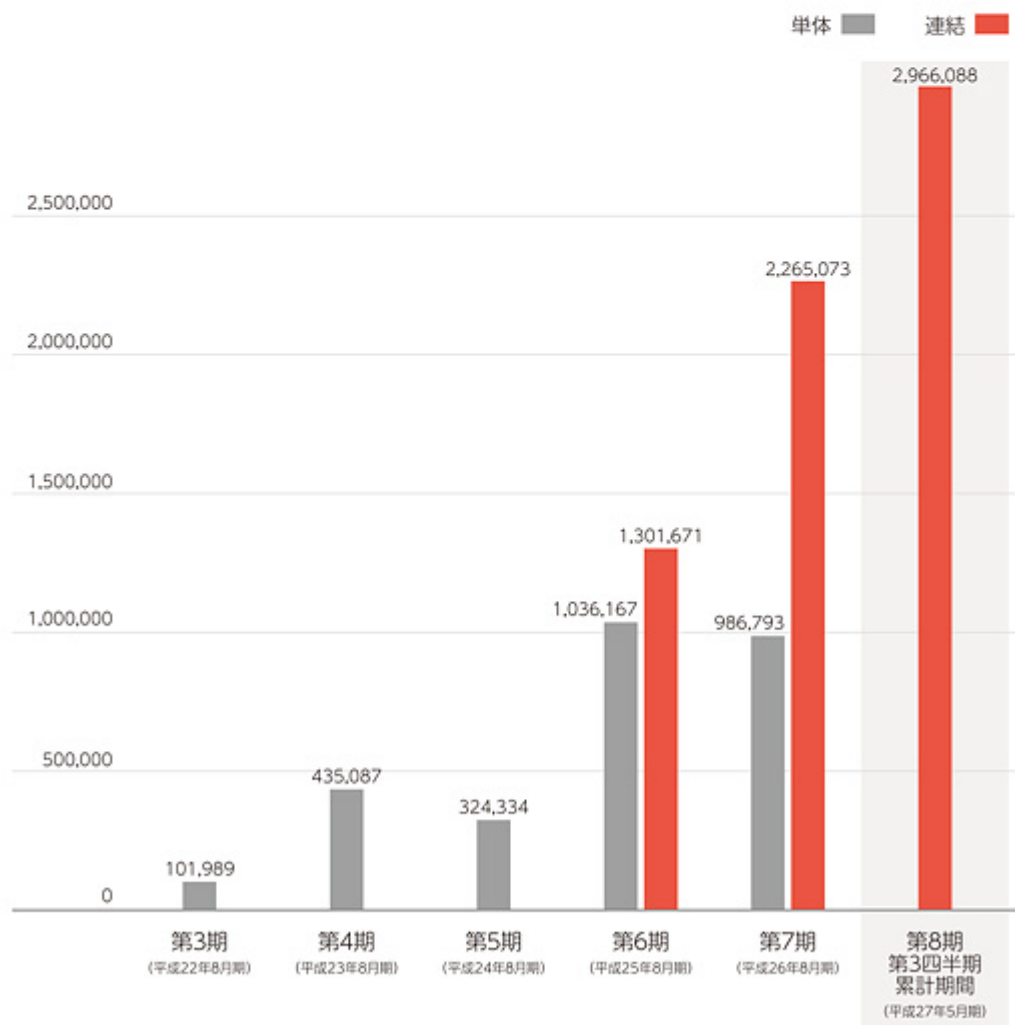
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

① 事業の概況と経営理念

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「世界の頭脳になる」というミッションを掲げ、当社（株式会社メタップス）及び連結子会社5社により構成されており、世界8拠点で事業展開しております。本格的なビッグデータ時代を迎える中、世界中に溢れる膨大なデータと人工知能を活用し、あらゆるビジネスの自動化と効率化を進めていきます。システムによるデータの分析・パターンの認識・将来予測算出の自動化などを通して、従来の作業を効率化させます。我々の生活を向上させるためのサービスやソリューションを常に先行して生み出し、提供していくことが当社の使命と考えています。

■ 売上高構成

（単位：千円）



（注）売上高には消費税等は含まれておりません。

2 事業の内容

当社グループでは、AI（人工知能）（※1）が様々な角度からアプリの成功パターンを学習し、アプリ開発者が勘や経験に頼らず、データを活用して様々な意思決定を行うためのアプリ収益化プラットフォームを展開しております。アプリ開発者はアプリストアの分析データとユーザの行動履歴等から、より精度の高い広告と媒体のマッチングを行うことが可能となるとともに、自社アプリのプロモーションを行う場合は広告主となり、自社アプリを媒体（メディア）として広告収益を得たい場合には媒体となります。

また、新規サービスとして立ち上がったオンライン決済サービス“SPIKE”は、手数料無料の決済サービスとしてEC（※2）事業者を中心に導入が進んでおり、今後決済に限らずマーケティングや電子マネー（※3）をはじめとする様々な付加価値をEC事業者を提供していきます。

なお、当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、個別サービスについて記載しています。

（1）背景：アプリ時代におけるマーケティング手法の変化

インターネット広告業界では、これまでウェブを中心としたビジネスモデルが主流でした。しかしながら、スマートフォンの普及により、ユーザのアプリ利用が増え、インターネットの利用時間もウェブからアプリにシフトしています。そのため、マーケティング手法にも新しいノウハウが必要とされており、当社は平成23年以降アプリ領域に注力し、アプリ開発者向けにマーケティングノウハウの提供を行っています。

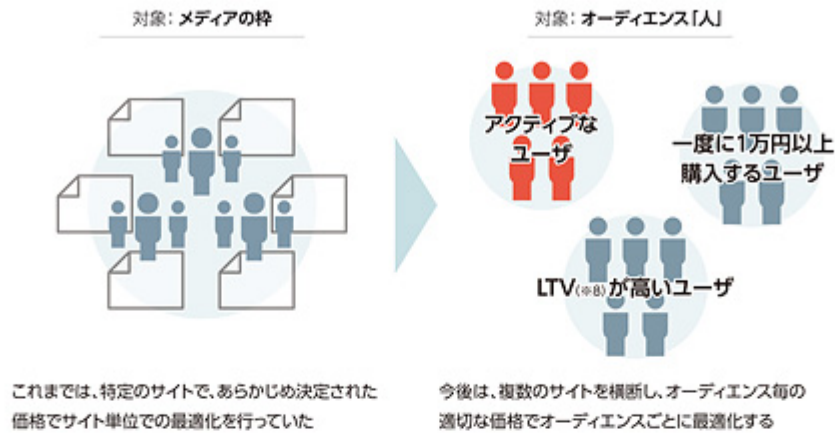
Web/ブラウザとアプリではノウハウが異なる



マーケティングは「枠」から人へ

FacebookやTwitterなど、グローバルメディアが浸透したことにより

マーケティングがよりパーソナライズしていく時代に



上記のように、アプリにおける広告運用の最適化の方法として「人」に対する広告配信の最適化が求められる中、当社グループの展開するアプリ収益化事業は、アプリ収益化プラットフォーム“metaps”と、オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”で構成されており、その概要は以下の通りとなっています。

(2) アプリ収益化プラットフォーム“metaps”

“metaps”は、アプリの集客・分析・収益化をワンストップで支援するアプリ開発者向けのプラットフォームです。SDK（※9）（以下、「Metaps SDK」という。）と呼ばれる開発キットを導入するだけでアプリ運営に必要なKPI（※10）及びデータを一元管理出来ます。また、AI（人工知能）を活用して適切なユーザーに適切な広告を配信することで、アプリの収益を最大化します。具体的には、AI（人工知能）を活用した機械学習により、過去から現在に至るデータを解析し、自然言語処理による単語レベルでの類似性や、画像解析による、アイコンやクリエイティブの類似性、売上順位やダウンロード規模での競合可能性など、様々な角度からアプリの現状を可視化します。また、GooglePlayやAppStore“内”での順位の変動と、それに対応するGooglePlayやAppStore“外”（ソーシャルメディアや検索、ブログでの出現頻度/回数、テレビCMなど）でのイベントとの相関関係を解析し、予測に活かします。その結果、アプリ開発者は勘や経験に頼らず、データに基づいて最適なターゲットに対して広告配信を行うことが可能となります。

Metaps SDKが導入されているアプリは平成27年3月末現在、世界で累計約20億ダウンロード規模に上っています（過去実績：平成25年2月末⇒約1億ダウンロード、平成26年1月末⇒約10億ダウンロード）。アプリに紐づく端末固有の広告IDを検知することで、端末ベースでは約2億端末に広告配信できる規模に成長しました。当社では、Metaps SDKを導入し、アプリ内に広告を表示するアプリの集合体のことを自社ネットワークと呼び、LINE等のMetaps SDKの導入はされていないものの、当社が広告を配信できるアプリを外部ネットワークと呼んでおります。当社は、以下の様々な広告関連サービスを当社グループの世界8拠点において顧客に提供することが可能です。その上で、自社ネットワーク及び外部ネットワークを用いて、より幅広いユーザーに対して広告配信できることが他社との大きな差別化の要因となっております。

“metaps”の主なサービスは、以下の5つとなります。

- (ア) インセンティブ付与の成果報酬型広告サービスの提供
- (イ) 成果報酬型広告（ネイティブ広告）（※11）サービスの提供
- (ウ) クリック課金をベースとした広告サービスの提供
- (エ) “Metaps Analytics”の提供
- (オ) テレビCM等のオフライン（インターネット以外）広告の提供等

“metaps”のサービスのコアとなるプロダクトが、Metaps Analyticsです。アプリ開発者はMetaps Analyticsを導入することで、アプリ運営に必要なKPI及びデータを一元管理することが出来、その上で自社が求めるユーザをターゲットとする最適なマーケティング施策を打つことができます。Metaps AnalyticsではDAU（※12）やインストール数などの主要KPIの把握や、GooglePlayやAppStoreデータに基づく競合比較分析、自社アプリのユーザ動向分析、当社独自のAI（人工知能）による売上シミュレーションなど、アプリ運営に必要な様々な機能を提供しています。現在、世界8拠点に展開する当社コンサルタントが、Metaps Analyticsを活用したマーケティングソリューションを顧客に提供しています。また、当社では、マーケティングノウハウを蓄積するために試験的にスマートフォンアプリの運営も行っており、常にアプリ開発者の目線に立ったサービス開発を行っています。

アプリ運営に必要なKPI及びデータを一元管理

サマリー / レポート



DAUやインストール数などの主要KPIの過去2日間のトレンドが一目で把握できるサマリーページ。レポートではさらにブレイクダウンした各種KPIの詳細をグラフと数値でわかりやすく可視化。

マーケット



GooglePlay や AppStore などのマーケットデータとメタップス独自のAI(人工知能)の活用により自社アプリの分析及び競合アプリとの比較分析などが可能。
ランキング動向の可視化も可能。

オーディエンス



自社アプリ内のユーザ（オーディエンス）を様々な切り口でクラスタリング（※13）し、ID ベースでCSV出力することが可能。
これにより「人」にフォーカスしたマーケティングを実現。

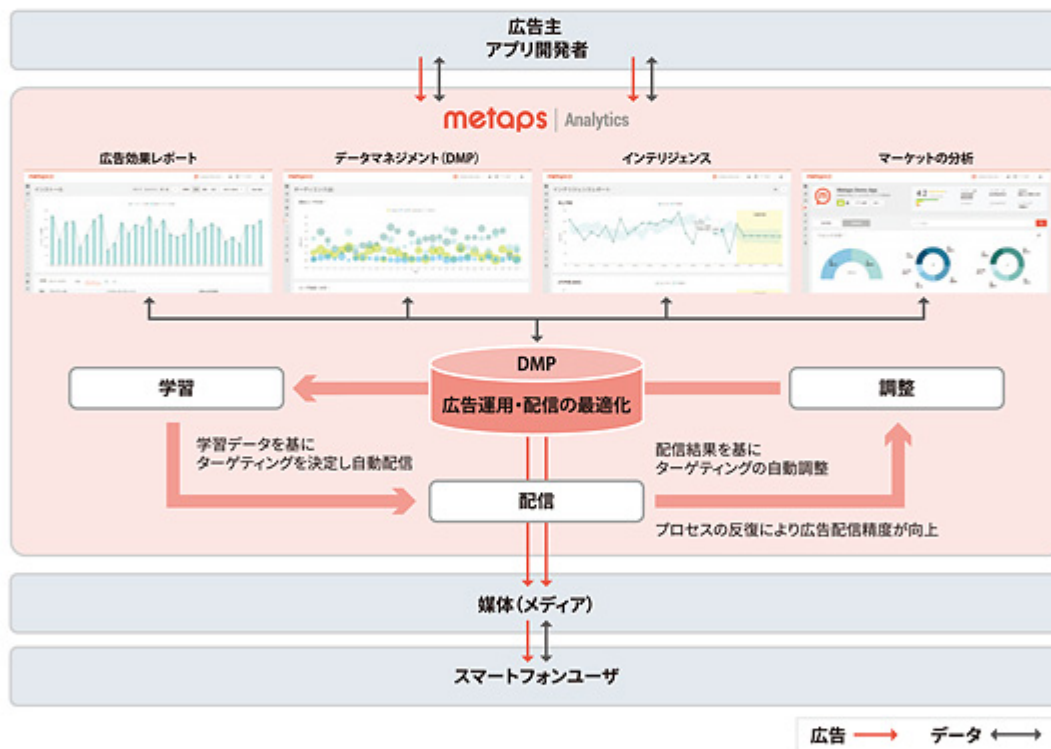
インテリジェンス



メタップス独自のAI（人工知能）により過去のKPIから未来の一定期間のKPIの推移を予測。
アプリ運用の意思決定の手助けとなるインテリジェンス機能。

Metaps Analyticsの具体的な機能は、以下の4つとなります。

- ① 広告効果レポート：配信ネットワークごとのユーザの残存率や課金率等のKPIを可視化して把握することで、最適な広告投資をサポートします。世界中の1,000以上の主要な外部ネットワークや媒体（メディア）に対応しており、広告効果の測定が可能です。
- ② データマネジメント（DMP（※14））：アプリユーザの課金額、課金回数、利用頻度などの行動履歴に基づいたセグメントを自動で作成し、一元管理することができます。複数のアプリを運営する場合はアプリを横断してデータを管理することで、顧客ごとに強固なプラットフォーム基盤の構築が可能です。
- ③ インテリジェンス：蓄積したアプリの様々なデータを解析し、AI（人工知能）により将来の売上や各種KPIの予測が出来ます。
- ④ マーケットの分析：ランキングや競合分析などのマーケット情報の提供を行います。また、アプリストアやソーシャルメディアを解析することで、自社アプリのデモグラフィック（※15）を見ることが可能です。ユーザレビューの言語解析（※16）も行っており、自社アプリの満足点と問題点の発見が可能です。



<“metaps”にかかるビジネスの流れ>

- ① 広告主は、アプリ収益化に関するコンサルティング及び広告プロモーションを当社に発注します。
- ② Metaps Analytics（DMP）を経由して、最適な属性・セグメントに限定されたスマートフォンユーザをターゲティングし広告を配信します。
- ③ スマートフォンユーザが、アプリを利用した際にアプリ内に広告が表示されます。広告が表示されるアプリを媒体（メディア）と呼び、以下の2種類の媒体ネットワークがあります。

(ア) 自社ネットワーク：Metaps SDKを導入し、アプリ内に広告を表示するアプリの集合体のこと

(イ) 外部ネットワーク：LINE等のように、Metaps SDKの導入はされていないものの、当社が広告を配信できるアプリの集合体のこと

- ④ スマートフォンユーザーが広告を閲覧し、クリックやダウンロードをした瞬間に来訪ユーザーの情報とその成果通知が当社システムに自動的に送信されます。
- ⑤ スマートフォンユーザーが広告を閲覧し、当社が成果通知（クリックやダウンロード）を受信すると、当社より媒体（メディア）に対し、媒体手数料の支払いを行います。
- ⑥ 広告主は、当社によるコンサルティング及び広告プロモーションにより、効果的に自社アプリの宣伝効果を獲得することが可能となります。その対価として、当社に広告料等を支払います。

(3) オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”

SPIKEは、販売者が短時間で導入出来、専門知識不要でリンクを設置するだけで利用できるEC向けのオンライン決済サービスです。これまで、ネット上でのオンライン決済は複雑なシステムの導入が必要であり、時間もかかり、手数料も発生するため粗利の低い事業者や単価の低い商品を扱う事業者にとっては導入のハードルが高いものでした。SPIKEは、誰でもシンプルな販売ページを作成出来、Web上のあらゆるところでオンライン販売を可能にします。必要なのは販売ページのリンクをシェアすることだけです。これまで、インターネット上でクレジットカード決済を導入する場合、初期費用と1回の取引ごとに約3%～5%+数十円程度の決済手数料が発生していました。しかし、SPIKEを利用することで、これら初期費用や決済手数料が無料になります（月間100万円までの決済）。

また、ECサイトに数行のコードを実装するだけで、カード決済が導入できる開発者向け導入システム（API）（※17）も提供しており、中～大規模ECサイトにも対応しています。現在、① 初期費用・月額・決済手数料が無料で、月間決済額100万円まで利用可能な「フリープラン」と、② 月額3,000円で決済手数料2.55%+10円～で利用できるビジネスプレミアムの2つのプランを用意して事業を展開しています。

新しい取り組みとして、プリペイド型（※18）の電子マネー“SPIKEコイン”の提供も開始しています。SPIKEで商品を販売した販売者が、代金をそのままSPIKEコインに変換でき、プリペイド型の電子マネーとしてネット上の支払いに使用できます。また、“SPIKEコイン”を使い様々な商品を購入できる“SPIKEマーケット”の提供も行っています。

	フリープラン	ビジネスプレミアム
初期費用	無料	無料
月額	無料	3,000円
決済手数料	無料(100万円まで)	有料 (2.55%+10円~)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主 スタートアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業 大手企業

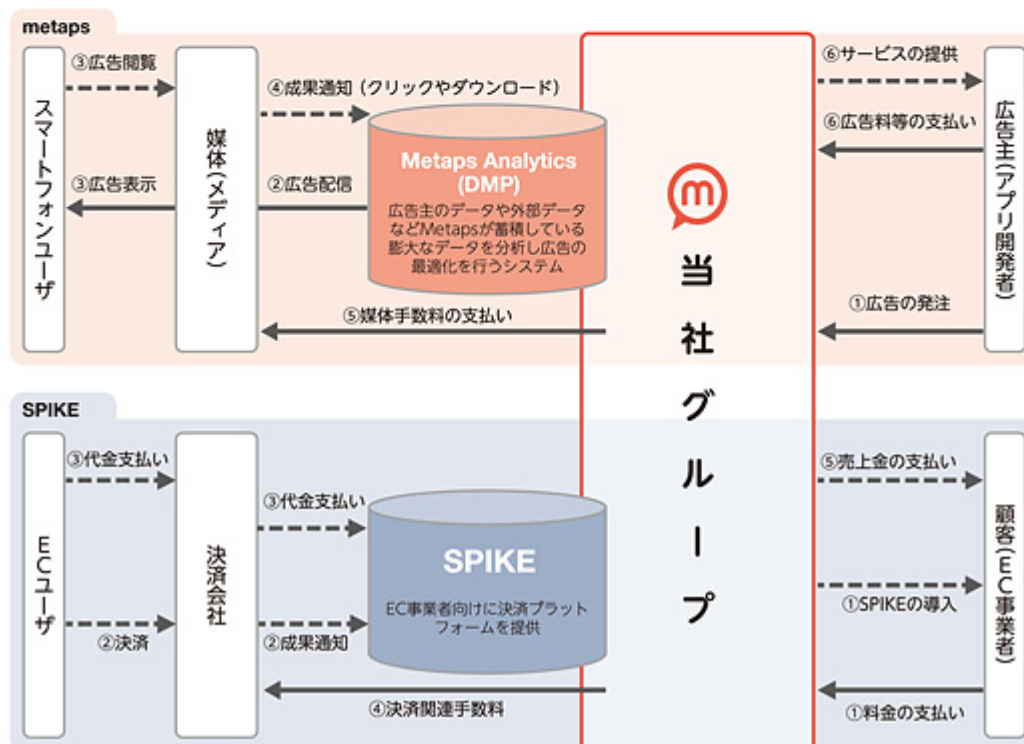
<“SPIKE”にかかるビジネスの流れ>

- ① EC事業者が提供するECサイトが決済システムとしてSPIKEを導入します。利用の際に、各種手数料がEC事業者から当社に支払われます。
- ② SPIKEが導入されているECサイトで商品を購入するユーザが、クレジットカードを利用し決済を行います。決済が行われると、提携先の決済会社経由で決済情報や履歴がSPIKEに送信されます。
- ③ 決済会社は、商品を購入したユーザから代金を回収し、回収した代金を当社へ支払います。
- ④ 当社は、決済手数料を決済会社に支払います。
- ⑤ 当社は、EC事業者の指定するタイミングで売上金を支払います。



(注：SPIKEウェブサイトイメージ)

事業系統図



＜用語集＞

※1 AI（人工知能）

Artificial Intelligenceの略で、人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、或いはそのための一連の基礎技術をいいます。

※2 EC（Electronic Commerce）

電子商取引やeコマースとも呼ばれ、インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称のことで、インターネットや通信回線を介して遠隔地間で必要な情報を送受信して行う商取引やWebサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショップなどのことをいいます。

※3 電子マネー

法的に位置づけられた貨幣そのものではなく、情報通信技術を活用した、企業により提供される電子決済サービスのことをいいます。

※4 リスティング（Listing）

マーケティング手法の一つで、「検索連動型広告」とも言われます。検索エンジン（Yahoo!やGoogleなど）でユーザがあるキーワードで検索した時に、検索語と関連性の高い広告を選択して表示する広告手法をいいます。

※5 アフィリエイト（Affiliate）

マーケティング手法の一つで、「成功報酬型広告」とも言われます。ブログやサイトに、商品やサービスの広告を掲載し、その広告経由で商品購入やサービス利用などの条件を満たした成果が発生した際に、広告主から対象者へ広告報酬が支払われる広告手法をいいます。

※6 リターゲティング（Retargeting）

マーケティング手法の一つで、「行動追跡型広告」とも言われます。広告主のWebサイトを訪問したことがあるユーザの行動をクッキー等を利用して追跡し、他サイトの広告枠上で同じ広告主の広告を表示させる広告手法をいいます。

※7 クッキー（Cookie）

Webサイトの提供者が、Webブラウザを通じてユーザのコンピュータに一時的にデータを書き込んで保存させる仕組みをいいます。

※8 LTV（Life Time Value）

「顧客生涯価値」とも言われ、顧客が取引を開始してから終了するまでの間、その顧客がもたらした損益を累計した指標のことをいいます。

※9 SDK（Software Development Kit）

ソフトウェア開発キットを意味し、特定のソフトウェアパッケージのためのアプリケーションを作成するための開発ツールのことをいいます。

※10 KPI（Key Performance Indicator）

「重要業績評価指標」とも言われ、目標達成のために、具体的な業務プロセスを評価するために設定される指標（業績評価指標：Performance Indicators）のうち、特に重要（Key）となる指標のことをいいます。

※11 ネイティブ広告

マーケティング手法の一つで、インターネット上のメディアに掲載される広告の表示形式や内容などがそのメディアに掲載されている記事などと同じ形式で一体的に表示される広告手法をいいます。

※12 DAU（Daily Active Users）

特定のサービスについて、1日にサービスを利用したユーザ（アクティブユーザ）の数のことをいいます。

※13 クラスタリング（Clustering）

クラスタ解析、クラスター分析とも言われ、異なる性質のものが混ざりあっている集団（対象）の中から互いに似たものを集めてグループ（クラスター）を作り、自動的に分類するデータ解析手法をいいます。

※14 DMP（Data Management Platform）

様々なデータを一元管理することで、高度な分析や予測を行うためのツール群のことをいいます。

※15 デモグラフィック（Demographics）

人口統計学的な属性データのことで、具体的には、性別、年齢、居住地域、所得、職業、学歴、家族構成などの属性データのことをいいます。

※16 言語解析

自然言語処理とも言われ、人間が日常的に使っている自然言語をコンピュータに処理させる一連の技術のことをいいます。

※17 API（Application Programming Interface）

あるコンピュータプログラム（ソフトウェア）の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた仕様のことをいいます。

※18 プリペイド型（Prepaid）

現金や料金をあらかじめ前払いして、商品を購入したり、サービスを利用したりすることをいいます。

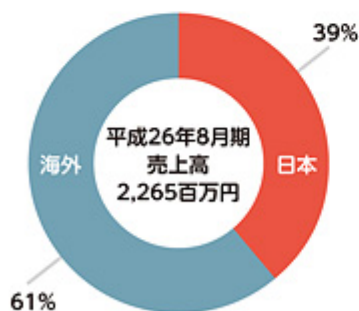
③ 成長戦略

当社グループは、主要先進国でのビジネス基盤が整っており、全拠点でのマネタイズに成功しています。平成26年8月期の海外子会社売上高は、連結売上高の61%を占めており、海外においても順調に成長しております。また、当社のシステム（Metaps SDK）が導入されているアプリは、平成27年3月末現在、世界で累計約20億ダウンロード規模に上っています。今後は、モバイル以外のデバイスにも対応し、継続して導入数の拡大に努めてまいります。

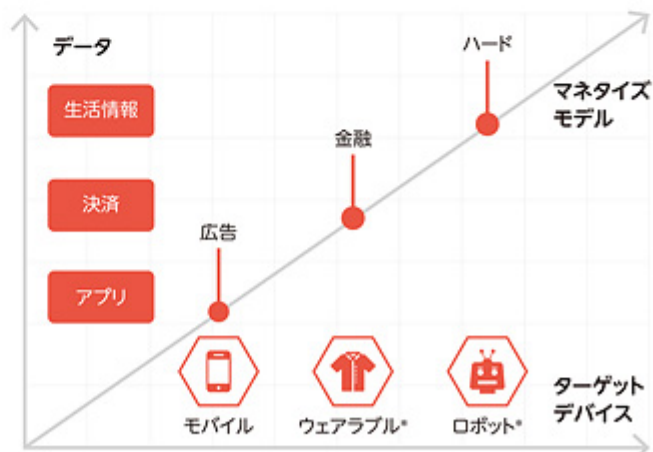
Metaps SDKを導入しているアプリのネットワーク規模推移



売上高比率



データを競争力とし、デバイスの進化と共にマネタイズモデルを拡大



* 今後、Metaps Analyticsをウェアラブルやロボットなどの様々なデバイスに対応させていただきます。

4 業績等の推移

■主要な経営指標等の推移

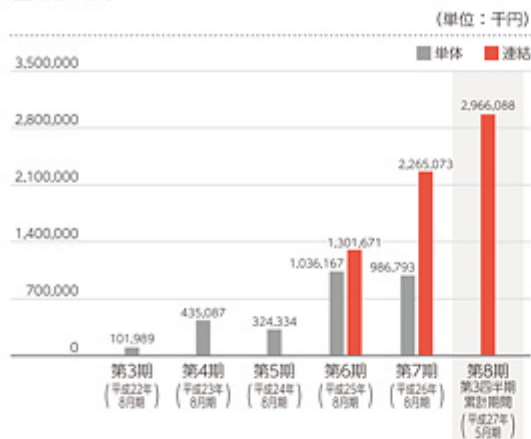
(単位：千円)

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第3四半期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年5月
(1) 連結経営指標等						
売上高				1,301,671	2,265,073	2,966,088
経常損失(△)				△2,049	△510,138	△257,453
当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)				12,263	△510,818	△278,093
包括利益又は四半期包括利益				19,455	△506,696	△274,270
純資産額				595,033	88,336	4,638,299
総資産額				1,554,556	1,117,294	5,762,799
1株当たり純資産額(円)				△51.26	△115.39	-
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)(円)				1.66	△64.66	△31.00
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額(円)				-	-	-
自己資本比率(%)				38.3	7.9	80.1
自己資本利益率(%)				3.7	-	-
株債収益率(倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー				149,527	△729,163	-
投資活動によるキャッシュ・フロー				△83,746	△188,755	-
財務活動によるキャッシュ・フロー				977,246	△40,158	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				1,194,812	249,987	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)				42 (-)	67 (-)	- (-)
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	101,989	435,087	324,334	1,036,167	986,793	
経常利益又は経常損失(△)	14,950	△166,706	△276,788	19,789	△409,396	
当期純利益又は当期純損失(△)	11,584	△65,684	△277,323	34,103	△409,686	
資本金	10,900	35,980	229,210	479,261	479,261	
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 (株)	500	52,200	69,150	691,500	691,500	
純資産額	17,831	2,306	111,442	645,550	235,864	
総資産額	46,100	139,584	281,545	1,520,557	1,190,345	
1株当たり純資産額(円)	35,662.46	44.18	1,611.61	△44.86	△96.72	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	23,168.72	△1,294.04	△4,365.85	4.60	△51.86	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-	
自己資本比率(%)	38.7	1.7	39.6	42.5	19.8	
自己資本利益率(%)	96.2	-	-	9.0	-	
株債収益率(倍)	-	-	-	-	-	
配当性向(%)	-	-	-	-	-	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	18 (-)	25 (-)	25 (-)	36 (-)	50 (-)	

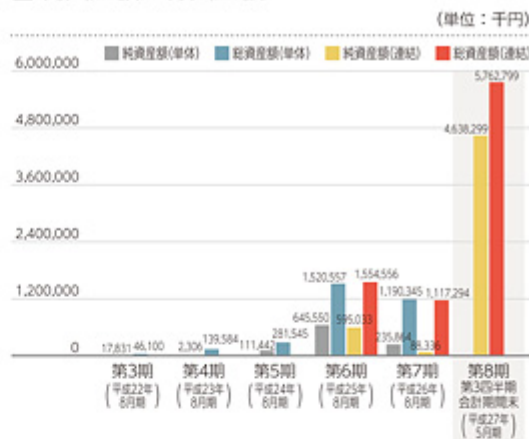
- (注) 1. 当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 第3期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第4期、第5期、第7期及び第8期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期(四半期)純損失であるため記載しておりません。
4. 第4期、第5期及び第7期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 株債収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
7. 平均臨時雇用者数は、その数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
8. 第6期及び第7期の連結財務諸表及び財務諸表並びに第8期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。なお、第3期、第4期、及び第5期の数値については、「会社計算規則」(平成18年財務省令第13号)に基づき算出しており、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。
9. 当社は、平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で株式1株につき10株の株式分割を、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期(四半期)純損失金額を算定しております。
10. 平成27年4月30日及び平成27年5月7日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。またその後平成27年5月8日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
11. 当社は、平成27年5月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
12. 第8期第3四半期における売上高、経常損失、四半期純損失、四半期包括利益及び1株当たり四半期純損失金額については、第8期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第8期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
13. 当社は、平成23年4月27日付で株式1株につき100株、平成24年12月6日付で株式1株につき10株、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引渡担当宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期以前の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額(円)	3.57	0.44	16.12	△44.86	△96.72
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	2.32	△12.94	△43.66	4.60	△51.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	-	-	-	-	-

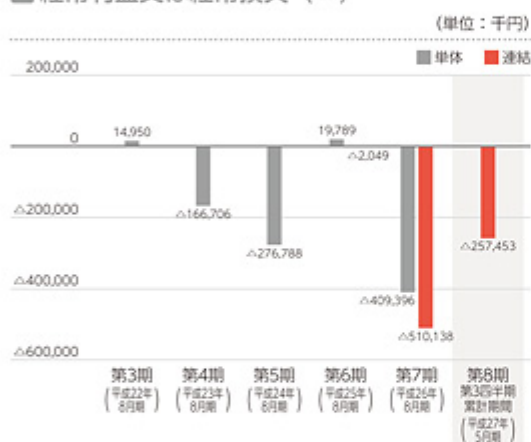
■売上高



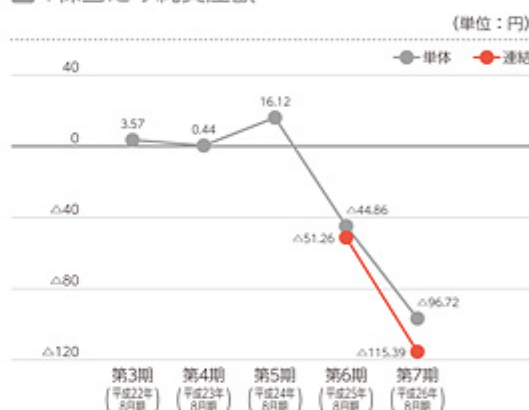
■純資産額／総資産額



■経常利益又は経常損失(△)

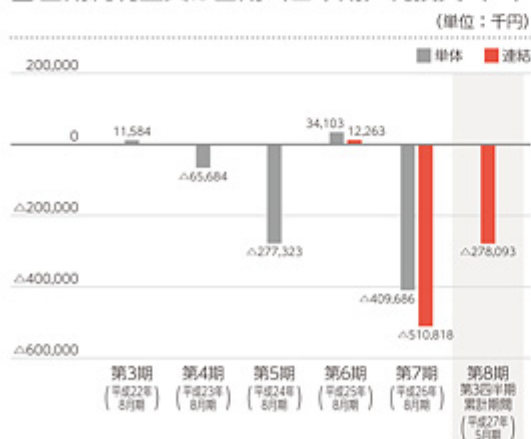


■1株当たり純資産額

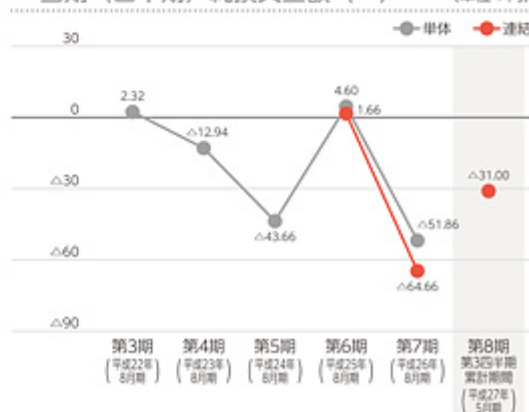


(注) 当社は、平成23年4月27日付で株式1株につき100株、平成24年12月6日付で株式1株につき10株、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記では、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たりの指標の数値を記載しております。

■当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)



■1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)



(注) 当社は、平成23年4月27日付で株式1株につき100株、平成24年12月6日付で株式1株につき10株、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記では、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たりの指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第6期	第7期
決算年月		平成25年8月	平成26年8月
売上高	(千円)	1,301,671	2,265,073
経常損失()	(千円)	2,049	510,138
当期純利益又は当期純損失()	(千円)	12,263	510,818
包括利益	(千円)	19,455	506,696
純資産額	(千円)	595,033	88,336
総資産額	(千円)	1,554,556	1,117,294
1株当たり純資産額	(円)	51.26	115.39
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	(円)	1.66	64.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	38.3	7.9
自己資本利益率	(%)	3.7	-
株価収益率	(倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	149,527	729,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	83,746	188,755
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	977,246	40,158
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,194,812	249,987
従業員数	(人)	42	67
(外、平均臨時雇用者数)	(人)	(-)	(-)

(注) 1. 当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第7期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

7. 第6期及び第7期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

8. 当社は、平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で株式1株につき10株の株式分割、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月
売上高 (千円)	101,989	435,087	324,334	1,036,167	986,793
経常利益又は経常損失() (千円)	14,950	166,706	276,788	19,789	409,396
当期純利益又は当期純損失() (千円)	11,584	65,684	277,323	34,103	409,686
資本金 (千円)	10,900	35,980	229,210	479,261	479,261
発行済株式総数					
普通株式 (株)	500	52,200	69,150	691,500	691,500
A種優先株式	-	-	-	98,562	98,562
純資産額 (千円)	17,831	2,306	111,442	645,550	235,864
総資産額 (千円)	46,100	139,584	281,545	1,520,557	1,190,345
1株当たり純資産額 (円)	35,662.46	44.18	1,611.61	44.86	96.72
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額() (円)	23,168.72	1,294.04	4,365.85	4.60	51.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.7	1.7	39.6	42.5	19.8
自己資本利益率 (%)	96.2	-	-	9.0	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	18 (-)	25 (-)	25 (-)	36 (-)	50 (-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第3期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第4期、第5期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第4期、第5期及び第7期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。

6. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

7. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第3期、第4期及び第5期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

8. 当社は、平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で株式1株につき10株の株式分割を、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

9. 平成27年4月30日及び平成27年5月7日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。またその後平成27年5月8日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。

10. 当社は、平成27年5月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

11. 当社は、平成23年4月27日付で株式1株につき100株、平成24年12月6日付で株式1株につき10株、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期以前の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月
1株当たり純資産額 (円)	3.57	0.44	16.12	44.86	96.72
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	2.32	12.94	43.66	4.60	51.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

2【沿革】

年月	概要
平成19年9月	当社代表取締役社長佐藤航陽がイーファクター株式会社を設立。SEO(検索エンジン最適化)を中心としたマーケティングコンサルティングサービスの提供を東京都世田谷区で開始
平成22年6月	東京都新宿区新宿六丁目29番8号に本社移転
平成22年7月	共同購入型のクーポンサイト“TOKUPO(トクポ)”を開設
平成23年4月	アプリ収益化プラットフォーム“metaps”のサービス提供を開始
平成23年6月	SEO事業をngi group株式会社(現ユナイテッド株式会社)へ譲渡
平成23年6月	シンガポール子会社、Metaps Pte. Ltd.を設立
平成23年12月	イーファクター株式会社から株式会社メタップスに社名変更
平成24年4月	香港駐在員事務所を設置
平成24年6月	東京都新宿区新宿二丁目5番12号に本社移転
平成24年10月	米国支店、Metaps Internationalを設立
平成25年4月	共同購入型のクーポンサイト“TOKUPO(トクポ)”をテレビ東京ブロードバンド株式会社へ事業移管
平成25年4月	韓国支店、Metaps Koreaを設立
平成25年10月	台湾支店、新加坡商媒達思股份有限公司台湾分公司を設立
平成25年12月	中国子会社、盈利点信息科技(上海)有限公司を設立
平成26年4月	オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”のサービス提供を開始
平成26年6月	英国にMetaps Pte. Ltd.の子会社として、Metaps Europe Limitedを設立
平成26年10月	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号住友不動産新宿オークタワー30階に本社移転
平成27年5月	国内子会社、株式会社デジタルサイエンスラボを合併で設立
平成27年6月	韓国支店を閉鎖し、韓国子会社Metaps Korea Inc.を設立

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社メタップス）及び連結子会社5社により構成されております。「世界の頭脳になる」というミッションのもと、“metaps”及び“SPIKE”の2つのサービスを軸に、世界8拠点でアプリ収益化事業を展開しております。

アプリ開発者のマナタイズがグローバルで進み、世界規模の広告プロモーションが活発になる中、地域ごとに異なる広告戦略の立案が求められております。当社グループでは、シンガポール、中国、英国、韓国に子会社を設立し、これらの子会社を中心にグローバルで事業展開を行っており、既にアジアを中心に世界中のアプリ開発者との取引を行っています。地域毎のユーザ特性等をふまえた広告配信に加えて開発段階からアドバイスを行う等、グローバルな顧客のクロスボーダーでの展開をサポートできる体制を構築しております。

“metaps”は、AI（人工知能）（1）が様々な角度からアプリの成功パターンを学習し、アプリ開発者が勘や経験に頼らず、データを活用して様々な意思決定を行うためのアプリ収益化プラットフォームを展開しております。アプリ開発者はアプリストアの分析データとユーザの行動履歴等から、より精度の高い広告と媒体のマッチングを行うことが可能となるとともに、自社アプリのプロモーションを行う場合は広告主となり、自社アプリを媒体（メディア）として広告収益を得たい場合には媒体となります。

また、新規サービスとして立ち上がったオンライン決済サービス“SPIKE”は、手数料無料の決済サービスとしてEC（2）事業者を中心に導入が進んでおり、今後決済に限らずマーケティングや電子マネー（3）をはじめとする様々な付加価値をEC事業者提供してまいります。

なお、当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、個別サービスについて記載しています。

（1）背景：アプリ時代におけるマーケティング手法の変化

インターネット広告業界では、これまでウェブを中心としたビジネスモデルが主流でした。しかしながら、スマートフォンの普及により、ユーザのアプリ利用が増え、インターネットの利用時間もウェブからアプリにシフトしています。そのため、マーケティング手法にも新しいノウハウが必要とされており、当社は平成23年以降アプリ領域に注力し、アプリ開発者向けにマーケティングノウハウの提供を行っています。

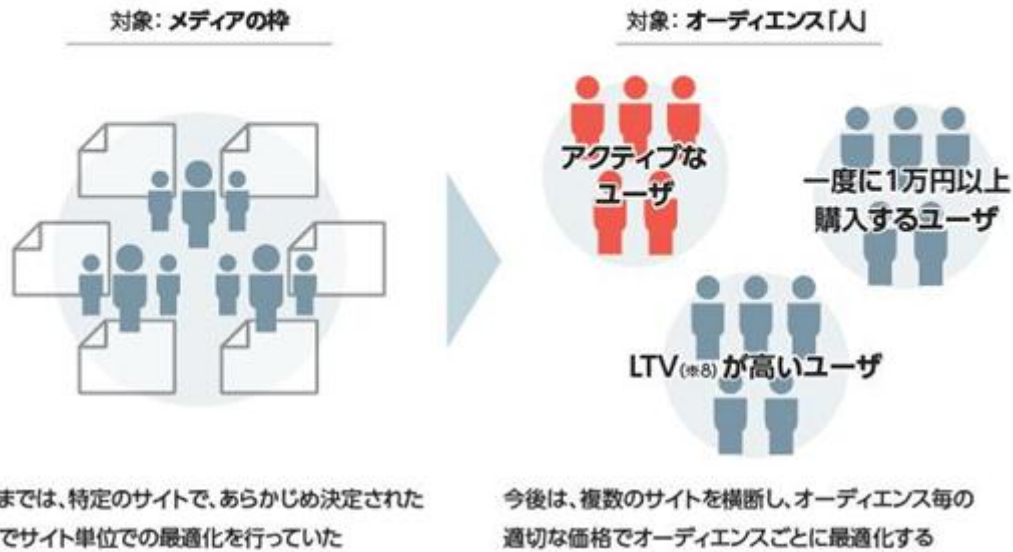
Web/ブラウザとアプリではノウハウが異なる



マーケティングは「枠」から人へ

FacebookやTwitterなど、グローバルメディアが浸透したことにより

マーケティングがよりパーソナライズしていく時代に



上記のように、アプリにおける広告運用の最適化の方法として「人」に対する広告配信の最適化が求められる中、当社グループの展開するアプリ収益化事業は、アプリ収益化プラットフォーム“metaps”と、オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”で構成されており、その概要は以下の通りとなっています。

(2) アプリ収益化プラットフォーム“metaps”

“metaps”は、アプリの集客・分析・収益化をワンストップで支援するアプリ開発者向けのプラットフォームです。SDK（9）（以下、「Metaps SDK」という。）と呼ばれる開発キットを導入するだけでアプリ運営に必要なKPI（10）及びデータを一元管理出来ます。また、AI（人工知能）を活用して適切なユーザに適切な広告を配信することで、アプリの収益を最大化します。具体的には、AI（人工知能）を活用した機械学習により、過去から現在に至るデータを解析し、自然言語処理による単語レベルでの類似性や、画像解析による、アイコンやクリエイティブの類似性、売上順位やダウンロード規模での競合可能性など、様々な角度からアプリの現状を可視化します。また、GooglePlayやAppStore“内”での順位の変動と、それに対応するGooglePlayやAppStore“外”（ソーシャルメディアや検索、ブログでの出現頻度/回数、テレビCMなど）でのイベントとの相関関係を解析し、予測に活かします。その結果、アプリ開発者は勘や経験に頼らず、データに基づいて最適なターゲットに対して広告配信を行うことが可能となります。

Metaps SDKが導入されているアプリは平成27年3月末現在、世界で累計約20億ダウンロード規模に上っています（過去実績：平成25年2月末 約1億ダウンロード、平成26年1月末 約10億ダウンロード）。アプリに紐づく端末固有の広告IDを検知することで、端末ベースでは約2億端末に広告配信できる規模に成長しました。当社では、Metaps SDKを導入し、アプリ内に広告を表示するアプリの集合体のことを自社ネットワークと呼び、LINE等のMetaps SDKの導入はされていないものの、当社が広告を配信できるアプリの集合体のことを外部ネットワークと呼んでおります。当社は、以下の様々な広告関連サービスを、当社グループの世界8拠点において顧客に提供することが可能です。その上で、自社ネットワーク及び外部ネットワークを用いて、より幅広いユーザに対して広告配信できることが他社との大きな差別化の要因となっております。

“metaps”の主なサービスは、以下の5つとなります。

- (ア) インセンティブ付与の成果報酬型広告サービスの提供
- (イ) 成果報酬型広告（ネイティブ広告）（11）サービスの提供
- (ウ) クリック課金をベースとした広告サービスの提供
- (エ) “Metaps Analytics”の提供
- (オ) テレビCM等のオフライン（インターネット以外）広告の提供等

“metaps”のサービスのコアとなるプロダクトが、Metaps Analyticsです。アプリ開発者はMetaps Analyticsを導入することで、アプリ運営に必要なKPI及びデータを一元管理することが出来、その上で当社が求めるユーザをターゲットとする最適なマーケティング施策を打つことができます。Metaps Analyticsでは、DAU（12）やインストール数などの主要KPIの把握や、GooglePlayやAppStoreデータに基づく競合比較分析、自社アプリのユーザ動向分析、当社独自のAI（人工知能）による売上シミュレーションなど、アプリ運営に必要な様々な機能を提供しています。現

在、世界 8 拠点に展開する当社コンサルタントが、Metaps Analyticsを活用したマーケティングソリューションを顧客に提供しています。また、当社では、マーケティングノウハウを蓄積するために試験的にスマートフォンアプリの運営も行っており、常にアプリ開発者の目線に立ったサービス開発を行っています。

アプリ運営に必要なKPI及びデータを一元管理



Metaps Analyticsの具体的な機能は、以下の4つとなります。

広告効果レポート：配信ネットワークごとのユーザの残存率や課金率等のKPIを可視化して把握することで、最適な広告投資をサポートします。世界中の1,000以上の主要な外部ネットワークや媒体（メディア）に対応しており、広告効果の測定が可能です。

データマネジメント（DMP（14））：アプリユーザの課金額、課金回数、利用頻度などの行動履歴に基づいたセグメントを自動で作成し、一元管理することができます。複数のアプリを運営する場合はアプリを横断してデータを管理することで、顧客ごとに強固なプラットフォーム基盤の構築が可能です。

インテリジェンス：蓄積したアプリの様々なデータを解析し、AI（人工知能）により将来の売上や各種KPIの予測が出来ます。

マーケットの分析：ランキングや競合分析などのマーケット情報の提供を行います。また、アプリストアやソーシャルメディアを解析することで、自社アプリのデモグラフィック（15）を見る事が可能です。ユーザレビューの言語解析（16）も行っており、自社アプリの満足点と問題点の発見が可能です。

< “metaps” にかかるビジネスの流れ >

広告主は、アプリ収益化に関するコンサルティング及び広告プロモーションを当社に発注します。

Metaps Analytics（DMP）を経由して、最適な属性・セグメントに限定されたスマートフォンユーザをターゲティングし広告を配信します。

スマートフォンユーザが、アプリを利用した際にアプリ内に広告が表示されます。広告が表示されるアプリを媒体（メディア）と呼び、以下の2種類の媒体ネットワークがあります。

(ア) 自社ネットワーク：Metaps SDKを導入し、アプリ内に広告を表示するアプリの集合体のこと

(イ) 外部ネットワーク：LINE等のように、Metaps SDKの導入されていないものの、当社が広告を配信できるアプリの集合体のこと

スマートフォンユーザが広告を閲覧し、クリックやダウンロードをした瞬間に来訪ユーザの情報とその成果通知が当社システムに自動的に送信されます。

スマートフォンユーザが広告を閲覧し、当社が成果通知（クリックやダウンロード）を受信すると、当社より媒体（メディア）に対し、媒体手数料の支払いを行います。

広告主は、当社によるコンサルティング及び広告プロモーションにより、効果的に自社アプリの宣伝効果を獲得することが可能となります。その対価として、当社に広告料等を支払います。

（３）オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”

SPIKEは、販売者が短時間で導入出来、専門知識不要でリンクを設置するだけで利用できるEC向けのオンライン決済サービスです。これまで、ネット上でのオンライン決済は複雑なシステムの導入が必要であり、時間もかかり、手数料も発生するため粗利の低い事業者や単価の低い商品を扱う事業者にとっては導入のハードルが高いものでした。SPIKEは、誰でもシンプルな販売ページを作成出来、Web上のあらゆるところでオンライン販売を可能にします。必要なのは販売ページのリンクをシェアすることだけです。これまで、インターネット上でクレジットカード決済を導入する場合、初期費用と1回の取引ごとに約3%～5%+数十円程度の決済手数料が発生していました。しかし、SPIKEを利用することで、これら初期費用や決済手数料が無料になります（月間100万円までの決済）。

また、ECサイトに数行のコードを実装するだけで、カード決済が導入できる開発者向け導入システム（API）（17）も提供しており、中～大規模ECサイトにも対応しています。現在、初期費用・月額・決済手数料が無料で、月間決済額100万円まで利用可能な「フリープラン」と、月額3,000円で決済手数料2.55%+10円～で利用できるビジネスプレミアムの2つのプランを用意して事業を展開しています。

新しい取り組みとして、プリペイド型（18）の電子マネー“SPIKEコイン”の提供も開始しています。SPIKEで商品を販売した販売者が、代金をそのままSPIKEコインに変換でき、プリペイド型の電子マネーとしてネット上の支払いに使用できます。また、“SPIKEコイン”を使い様々な商品を購入できる“SPIKEマーケット”の提供も行っています。

< “SPIKE” にかかるビジネスの流れ >

EC事業者が提供するECサイトが決済システムとしてSPIKEを導入します。利用の際に、各種手数料がEC事業者から当社に支払われます。

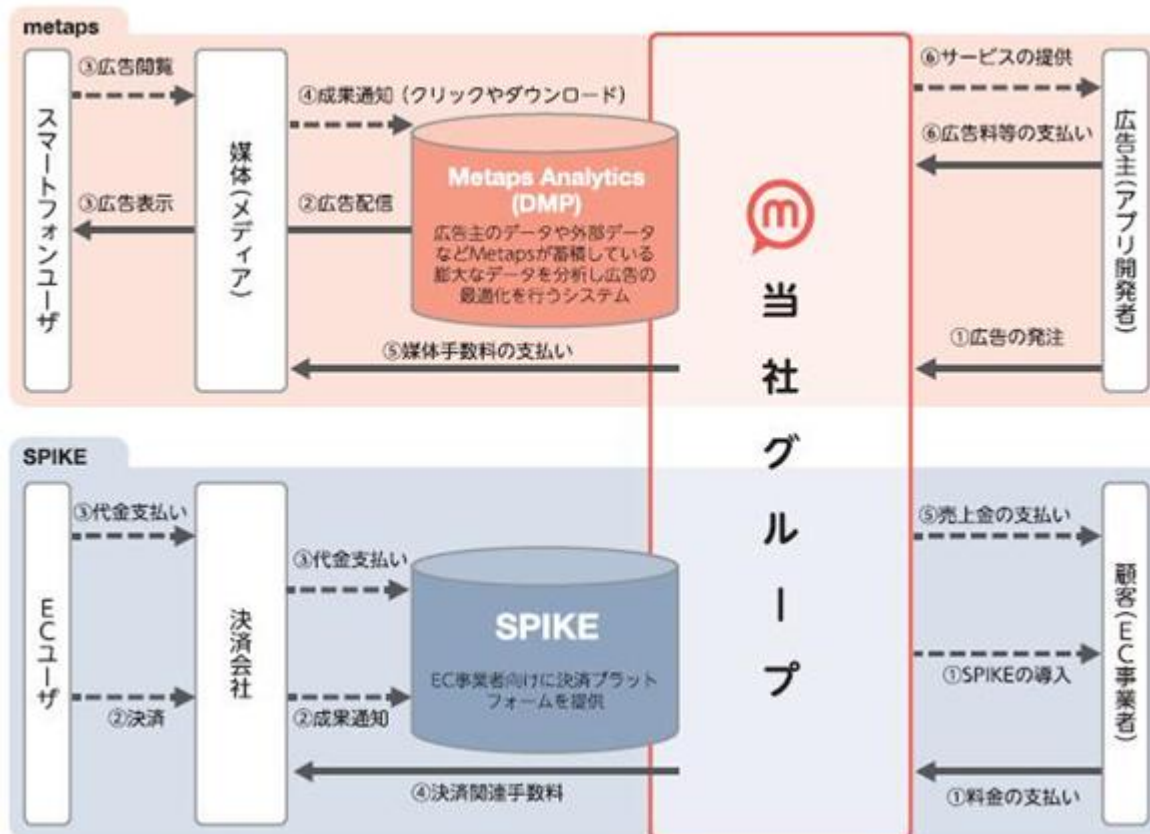
SPIKEが導入されているECサイトで商品を購入するユーザが、クレジットカードを利用し決済を行います。決済が行われると、提携先の決済会社経由で決済情報や履歴がSPIKEに送信されます。

決済会社は、商品を購入したユーザから代金を回収し、回収した代金を当社へ支払います。

当社は、決済手数料を決済会社に支払います。

当社は、EC事業者の指定するタイミングで売上金を支払います。

事業系統図



用語集

1 AI（人工知能）

Artificial Intelligenceの略で、人工的にコンピュータ上で人間と同様の知能を実現させようという試み、或いはそのための一連の基礎技術のことをいいます。

2 EC（Electronic Commerce）

電子商取引やeコマースとも呼ばれ、インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称のことで、インターネットや通信回線を介して遠隔地間で必要な情報を送受信して行う商取引やWebサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショップなどのことをいいます。

3 電子マネー

法的に位置づけられた貨幣そのものではなく、情報通信技術を活用した、企業により提供される電子決済サービスのことをいいます。

4 リスティング（Listing）

マーケティング手法の一つで、「検索連動型広告」とも言われます。検索エンジン（Yahoo!やGoogleなど）でユーザがあるキーワードで検索した時に、検索語と関連性の高い広告を選択して表示する広告手法のことをいいます。

5 アフィリエイト（Affiliate）

マーケティング手法の一つで、「成功報酬型広告」とも言われます。ブログやサイトに、商品やサービスの広告を掲載し、その広告経由で商品購入やサービス利用などの条件を満たした成果が発生した際に、広告主から対象者へ広告報酬が支払われる広告手法のことをいいます。

6 リターゲティング（Retargeting）

マーケティング手法の一つで、「行動追跡型広告」とも言われます。広告主のWebサイトを訪問したことがあるユーザの行動をクッキー等を利用して追跡し、他サイトの広告枠上で同じ広告主の広告を表示させる手法のことをいいます。

7 クッキー（Cookie）

Webサイトの提供者が、Webブラウザを通じてユーザのコンピュータに一時的にデータを書き込んで保存させる仕組みのことをいいます。

8 LTV（Life Time Value）

「顧客生涯価値」とも言われ、顧客が取引を開始してから終了するまでの間、その顧客がもたらした損益を累計した指標のことをいいます。

9 SDK（Software Development Kit）

ソフトウェア開発キットを意味し、特定のソフトウェアパッケージのためのアプリケーションを作成するための開発ツールのことをいいます。

10 KPI（Key Performance Indicator）

「重要業績評価指標」とも言われ、目標達成のために、具体的な業務プロセスを評価するために設定される指標（業績評価指標：Performance Indicators）のうち、特に重要（Key）となる指標のことをいいます。

11 ネイティブ広告

マーケティング手法の一つで、インターネット上のメディアに掲載される広告の表示形式や内容などが、そのメディアに掲載されている記事などと同じ形式で一体的に表示される広告手法のことをいいます。

12 DAU（Daily Active Users）

特定のサービスについて、1日にサービスを利用したユーザ（アクティブユーザ）の数のことをいいます。

13 クラスタリング（Clustering）

クラスタ解析、クラスター分析とも言われ、異なる性質のものが混ざりあっている集団（対象）の中から互いに似たものを集めてグループ（クラスター）を作り、自動的に分類するデータ解析手法のことをいいます。

14 DMP (Data Management Platform)

様々なデータを一元管理することで、高度な分析や予測を行うためのツール群のことをいいます。

15 デモグラフィック (Demographics)

人口統計学的な属性データのこと、具体的には、性別、年齢、居住地域、所得、職業、学歴、家族構成などの属性データのことをいいます。

16 言語解析

自然言語処理とも言われ、人間が日常的に使っている自然言語をコンピュータに処理させる一連の技術のことをいいます。

17 API (Application Programming Interface)

あるコンピュータプログラム (ソフトウェア) の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた仕様のことをいいます。

18 プリペイド型 (Prepaid)

現金や料金をあらかじめ前払いして、商品を購入したり、サービスを利用したりすることをいいます。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	関係内容
(連結子会社) Metaps Pte. Ltd. (注)1.	シンガポール共和国 シンガポール市	千シンガ ポールドル 2,000	アプリ収益化事業	100.0	当社サービスを販売 役員の兼任あり
盈利点信息科技有限公司(上 海)有限公司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 100	同上	100.0	当社サービスを販売 役員の兼任あり
Metaps Europe Limited	英国 ロンドン市	ポンド 1	同上	100.0 (100.0)	当社サービスを販売 役員の兼任あり

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. Metaps Pte. Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1) 売上高 1,345,136千円

(2) 経常損失 73,819千円

(3) 当期純損失 74,209千円

(4) 純資産額 19,210千円

(5) 総資産額 529,402千円

4. 第7期連結会計年度末後に、以下の会社を設立したため、新たに連結子会社となっております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	関係内容
株式会社デジタルサイ エンスラボ	東京都新宿区	25,000千円	アプリ収益化事業	50.0	当社サービスを販売 役員の兼任あり
Metaps Korea Inc.	大韓民国ソウル特 別市	100百万 ウォン	アプリ収益化事業	100.0	当社サービスを販売 役員の兼任あり

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりま
す。

平成27年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アプリ収益化事業	83

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、含んでおりません。また、臨時
雇用者は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 従業員数が最近1年において、13名増加したのは、主として業務拡大に伴う期中採用によるものであり
ます。

(2) 提出会社の状況

当社グループの事業はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりま
す。

平成27年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
63	31.7	1.7	6,171

(注)1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇
用者数(パートタイマーを含む。)は、含んでおりません。また、臨時雇用者は従業員数の100分の10未満
であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が最近1年において、11名増加したのは、主として業務拡大に伴う期中採用によるものであり
ます。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第7期連結会計年度（自平成25年9月1日 至平成26年8月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の改善、設備投資の持ち直し、雇用・所得環境の改善によって個人消費及び株式市場が回復基調で推移しました。同時に、スマートフォン市場も継続的に拡大を続けており、平成26年3月末のスマートフォン保有率は53.5%と過半数を超えるまでに拡大しています（注1）。また、スマートフォン保有者のソーシャルメディア利用率は63.3%に達しており、SNSサービスの普及が進んでいます（注1）。スマートフォンの普及拡大を背景に、平成25年のスマートフォンゲーム市場は前年比78.0%増の5,468億円（注2）、インターネット広告市場は前年比8.1%増の9,381億円（注3）と順調に拡大しました。また、インターネット広告市場は、広告費全体の15.7%を占める（注3）までに成長しました。

当社は、このような環境を踏まえ、注力事業であるアプリ収益化プラットフォーム“metaps”の運営に経営資源を集中してまいりました。また、より成長力の高い企業を目指し、新規プロダクトへの投資のほか、グローバルで引き続き優秀な人材の確保を進めるとともに、新たなプロダクト企画・開発、及び国内から海外市場へ進出する開発者、或いは海外からアジア市場へ展開する開発者など、アプリ開発者のグローバルでのプロモーションのためのサポート体制を構築することを目的として、当事業年度は新たに3拠点を立ち上げ、積極的な投資を行ってまいりました。海外でも、インターネット広告市場は継続して拡大しており、平成25年に12兆円だった市場が、平成27年には16兆円に拡大すると見込まれています。また、モバイル広告市場も平成25年に1.8兆円だった市場が、平成27年には5兆円に達すると言われておりモバイルのより一層の成長が見込まれております（注4）。

サービス開始から3年目を迎えたアプリ収益化プラットフォーム“metaps”につきましても、昨年度の急成長を安定的な収益に繋げるため、継続して高い技術力を有するエンジニアの採用を進めつつ、より広告主のニーズに合ったサービスを提案できるコンサルティングチーム及びオペレーションチームの強化に取り組みました。マーケット分析力やプロモーション提案力に長けたコンサルタントを採用し、グローバルでのプロモーション案件を効率的に運用できるオペレーション体制の強化を図り、これにより、日本国内外問わず、多くのアプリ開発者によってシステム導入が進み、ネットワークの拡大とともに、安定的に広告案件を獲得することができました。

その他サービスにおいては、昨年と同様にスマートフォンアプリ運営に加え、当連結会計年度からはオンライン決済プラットフォーム「SPIKE」のベータ版提供を開始しました。

スマートフォンアプリ運営については、平成24年7月にリリースした「REVENGE OF DRAGON - 逆襲の竜騎兵 -」に加え、平成26年7月にリリースした「コックマのパズルレストラン」もGooglePlayにおいて人気アプリとしてコアユーザを獲得しており、本来の目的であるマーケティングノウハウの蓄積に限らず安定した売上を確保しています。

また、海外への事業展開につきましては、シンガポール、香港、米国、韓国に続き、新たに台湾、中国（上海）、英国にも拠点を開設しました。また、グローバルで開催されるスマートフォン及びモバイルコンテンツ関連イベントに数多く出展し、マーケティング活動を活発に行ってまいりました。一昨年来の投資の成果として、グローバルでの広告受注が急激に伸び、国内市場に依存しない分散した収益基盤が整いました。

以上のように、アプリ収益化事業に経営資源を集中させ、新規プロダクト等への投資及び海外事業展開を強化した結果、当連結会計年度の売上高は2,265,073千円（前期売上高1,301,671千円、前連結会計年度比74.0%増）、営業損失は488,881千円（前期営業利益22,627千円）、経常損失は510,138千円（前期経常損失2,049千円）、当期純損失は510,818千円（前期当期純利益12,263千円）となりました。

出所（注1） 総務省「平成26年版情報通信白書」

（注2） CyberZ/シード・プランニング「スマートフォン市場動向調査」

（注3） 電通「2013年日本の広告費」

（注4） eMarketer, 2014

第8期第3四半期連結累計期間（自平成26年9月1日 至平成27年5月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策の効果による企業業績の堅調な推移を背景に、雇用環境や個人所得の一部に回復の兆しがみられるものの、一方で消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や海外景気の下振れの懸念もあり、経済環境は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属するインターネット領域におきましては、スマートフォン市場が継続的に拡大を続けており、平成27年3月末のスマートフォン保有率は60.6%と過半数を超えるまでに拡大しています（内閣府「平成27年3月実施調査結果：消費動向調査」）。同様に、スマートフォンの普及によりアプリ利用も継続して拡大しております。

このような状況の中、当第3四半期連結累計期間においては、主力のアプリ収益化事業は、特に国内売上が継続して好調であり、注力サービスであるアプリ収益化プラットフォーム“metaps”などの既存サービスが堅調に推移した一方で、決済プラットフォーム“SPIKE”をはじめとする新規サービス開発のための先行投資を積極的に実施

したことにより引き続き営業損失を計上しております。これらの結果、売上高は2,966,088千円、営業損失は258,641千円、経常損失は257,453千円、四半期純損失は278,093千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第7期連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、アプリ収益化事業における広告媒体獲得のための先行投資をしたこと等により、前連結会計年度末に比べ944,824千円減少し、当連結会計年度末には249,987千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は729,163千円（前連結会計年度は149,527千円の収入）となりました。これは主に広告宣伝活動に起因する税金等調整前当期純損失の計上による支出510,138千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は188,755千円（前連結会計年度は83,746千円の支出）となりました。これは主にシステム開発にかかる無形固定資産の取得による支出169,684千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は40,158千円（前連結会計年度は977,246千円の収入）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出23,486千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第7期連結会計年度及び第8期第3四半期連結累計期間における販売実績をセグメント毎に示すと、次のとおりであります。なお当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	第7期連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		第8期第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
アプリ収益化事業	2,265,073	174.0	2,966,088

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度及び第8期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第6期連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)		第7期連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		第8期 第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
IGG Singapore Pte Ltd	-	-	254,712	11.2	-	-

3. 第6期連結会計年度及び第8期第3四半期連結累計期間のIGG Singapore Pte Ltdに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

海外市場への対応

アプリ収益化事業の発展には、継続してグローバル展開を進めることが不可欠であり、海外での事業拡大を加速化するために、既に収益化が順調に進んでいる中華圏及び東南アジア地域における事業展開の強化と、欧州地域における体制強化を行ってまいります。事業展開の強化の一環として、日本流の押しつけでなく、それぞれの地域に応じたプロモーションロジックの構築と、現地責任者・スタッフのローカル採用強化を継続して行ってまいります。同時に、日本やシンガポールなど、先行して事業展開を行っている地域が培ったオペレーションノウハウをグローバルで共有し、「効率化」・「標準化」・「スピード化」を意識し取り組んでまいります。

開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定していますが、インターネット領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。また、グローバルでユーザを獲得するためには今まで以上にプロダクトに高い質と信頼が求められます。そのため、多言語化に対応できるシステム開発や仕様作成を進める一方で、情報漏えい、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めてまいります。

組織体制の整備

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

経営体制の強化対応

インターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスが常に生み出されております。これらの最新のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社の成長につながります。これを実現するために、各国ユーザのニーズを的確に察知できるグローバルな人材の確保を行える体制を構築してまいります。

新規事業の展開について

当社グループの展開するアプリ収益化事業の属するインターネット業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社においても顧客のニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。このような環境下において、当社グループでは、オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”において利用可能な資金決済法に基づく電子コインの発行などの新たなサービス展開を随時開始しており、今後も、Metaps Analyticsをウェアラブルやロボットなどの様々なデバイスに対応させるなど、データを競争力として積極的な事業展開を進めていく方針であります。

上記施策により、グローバルにおける更なるネットワーク拡大、そして継続的な収益拡大に今後も取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下のとおり記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本項記載のうち将来に関する事項は、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

業界環境について

（１）インターネット広告業界について

近年、インターネット広告市場は拡大傾向にあり、テレビに続く広告媒体とされております。しかしながら、インターネット広告市場は、インターネットそのものの市場成長が阻害されるような状況、景気動向や広告主の広告戦略の変化などによる影響を受けやすい状況にあります。当社グループでは、収益源を国内外に分散させるとともに、広告収入に頼らない新たなサービスの展開を模索しておりますが、今後これら広告の出稿状況に変化が生じた場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（２）電子決済業界について

オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”において、消費者向け電子商取引（EC）をはじめとした非対面販売を行う事業者（以下、加盟店）とクレジットカード会社等の各決済事業者との間の決済情報をつなぎ、加盟店に対して、クレジットカード等の決済業務が効率よく実現できるサービスを提供しております。当該電子商取引にかかる決済市場は、「インターネットの普及」「EC事業者の増加」「消費者のEC事業者の利用拡大による電子商取引市場の拡大」の各要素の拡大により、今日まで成長を続けております。当社グループにおいても市場拡大のためさらなる情報セキュリティの向上、取引の安全性向上等に注力しておりますが、これらの要素の変化が当社グループのビジネスに影響を及ぼす可能性があります。また、ECをめぐる新たな法的規制や個人消費の衰退等により、EC普及の低迷やEC市場の停滞が発生した場合には、EC市場と密接な関係にある電子決済業界に属する当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績の変動について

インターネット業界は、急速な進化・拡大を続けながらもまだ歴史が浅く、インターネット人口の推移、インターネット広告の市場規模、並びに新しいビジネスモデル等には、不透明な部分が多くあります。また、当社グループは必要に応じて、子会社の設立を含めた新規事業を積極的に行っていく方針であります。このような環境下において、業績の見通しは、当社グループが一定の前提条件のもとに判断したものであり、その情報の正確性を保証するものではありません。そのため、さまざまな要因の変化による経営環境の変化等により、実際の業績や結果とは異なる可能性があります。また、将来の会計基準や税制の大きな変更があった場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

法的規制等について

当社グループの取り組むインターネット広告事業に関連して、ビジネスの継続に著しく重要な影響を与える法規制は現在のところありません。しかしながら、今後の法整備の結果によりインターネット広告業界全体が何らかの規制を受け、規制の結果、当社グループの事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。

一方、当社グループは、EC市場に立脚して、電子決済プラットフォームを提供しており、資金決済法の規制を受けております。当社グループでは顧問弁護士等を通じて新たな規制の情報を直ちに入手し対応するための体制を整えておりますが、今後、新たにEC・インターネット決済に関する規制、クレジットカード業界に関する規制、並びに資金決済法における資金保全義務（供託金等）に関する規制等の制定等又は改正が実施された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、グループの企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと位置づけ、多様な施策を実施しております。当社では内部監査室を中心とした内部監査の実施等の施策により、適切な内部管理体制を維持、構築しておりますが、今後、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

特定の経営者等への依存及び人材確保・育成に係るリスクについて

当社グループは、今後のグローバルな事業展開を見据えて、人材の採用及び人材育成を重要な経営課題の一つと位置付けております。しかしながら、グローバルな事業展開に見合った十分な人材の確保・育成が困難となった場合や、代表取締役を含む役員、幹部社員に代表される専門的な知識、技術、経験を有している職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合等には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、インターネットを用いたサービスを展開しており、当社グループのサービス提供に必要なコンピューターネットワークをはじめとする情報セキュリティの強化を推進しております。しかしながら、コンピューターウイルスなどは日々新種が増殖しているといわれており、その時点で考えうる万全の対策を行っていたとしても、コンピューターシステムの瑕疵、コンピューターウイルスへの感染、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入、役職員・パートナー事業者の過誤、自然災害、急激なネットワークアクセスの集中、予想しえない悪意による不正行為等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん等の損害が発生する可能性があり、その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用下落等により、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理に係るリスクについて

当社グループは、事業を通じて取得した個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月施行）の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理し、その遵守に努めております。しかしながら、不測の事態により情報セキュリティに係るリスクが発生し、個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合等には、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の下落等の損害が発生し、業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

当社グループは、インターネットビジネス業界における技術革新、知的財産権ビジネスの拡大等に伴い、知的財産権の社内管理体制を強化しておりますが、契約条件の解釈の齟齬、当社グループが認識していない知的財産権の成立等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、多額の必要と時間がかかることにより、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

自然災害等に係るリスクについて

地震や台風等の自然災害、未知のコンピューターウイルス、テロ攻撃、システムトラブルといった事象が発生し、当社グループがそれらの影響を受けた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループではシステムをクラウドで管理するなど、リスクの分散を図っておりますが、当社グループの拠点及びコンピューターネットワークのインフラが整備されている地域において、自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があり、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

今後の事業展開に伴うリスクについて

当社グループは一般消費者を対象とするサービスを展開していることから、予期せず風評被害を受ける可能性があります。また、当社グループの海外売上高割合は約6割と高い水準にあります。当社グループでは特定の国への依存度が高くなるように世界8拠点でのサービス展開を行うなど収益源の多様化を図っておりますが、海外へ事業展開を行っていく上で、各国の法令、規制、政治、社会情勢、為替変動、競合環境をはじめとした潜在的リスクに対処出来ないことも想定されます。かかる場合には、当社グループのブランドイメージが毀損し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

アプリ収益化事業に係るリスクについて

（１）アプリ収益化プラットフォーム“metaps”にかかるリスクについて

アプリ広告は、インターネット広告市場におけるスマートフォン広告市場において順調な成長をしております。しかしながら、広告主が広告費用を削減する等、景気動向の影響を受ける可能性や、広告主の経営状態の悪化、広告の誤配信等により、広告代金の回収が出来ず、媒体主等に対する支払債務を負担する可能性があります。また、媒体主との取引が継続されず広告枠や広告商品の仕入れが出来なくなった場合及び取引条件等が変更された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（２）オンライン決済プラットフォーム“SPIKE”にかかるリスクについて

電子決済市場は、EC市場の拡大に伴い順調な成長をしております。しかしながら、景気動向等を要因としたEC市場の停滞に伴う決済額の縮小や、加盟店舗の減少などが起きた場合には、当社グループの業績に影響をあたえる可能性があります。

技術革新によるサービスの陳腐化について

アプリ広告分野は、インターネットの広告市場でも、今後成長する分野として注目されており、広告の効果とメディア価値を向上させるために様々な技術開発や取り組みが行われております。当社グループも広告配信システムの開発や改善、機能の追加、データ分析やマーケティングの新たな手法の導入等を積極的に行っておりますが、アプリ広告における新たな技術や手法が出現した場合、当社グループが提供しているサービスの競争力が著しく低下する可能性があります。

また、当社グループが取扱うアプリ広告の多くは、スマートフォン端末向け広告であり、スマートフォン端末に搭載されるOS(Operating System)の提供者によるガイドライン、機能の変更等により、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

同様に電子決済分野においても、ECにおける決済手段の多様化やスマートフォン利用の拡大などにより、常に進化しております。当社グループでは、安全で便利な決済環境を利用者に提供するため、既存サービスの充実及び新規サービスの開始を積極的に進める等、技術革新への対応を進めております。しかしながら、今後当社グループが新たな技術やサービスへの対応が遅れた場合、競合他社に対する競争力が結果として低下する恐れがあり、場合によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループの収益の柱であるインターネット広告業界において、現在複数の競合会社が存在しており、相互に競争関係にあります。当業界は特に大規模なシステム投資を必要とするものではないため、参入障壁は一般的に高くないとされ、厳しい競争環境にあると判断しております。当社グループとしては、今後もより広告主の利便性を重視したシステムの開発やインターネット広告だけに限らないアプリ収益化のためのトータルプランニングを推進することで、競争優位性の維持に尽力してまいります。将来、競合他社がより競争力の高い営業戦略を掲げて優位性を築いたり、新規参入者が新たなビジネスモデルを創造したりした場合、当社グループの優位性が損なわれること等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

同様に電子決済業界においても、決済サービスの提供という観点からは、複数の競合会社が存在しております。当社グループではアプリ収益化事業の一環として、決済サービスの提供にとどまらないアプリ収益化のためのサービスをトータルとして提供しており、今後とも常に一步先を行くスピーディーな事業展開と、プロダクト開発体制の強化を進めていくことで他社との差別化を図ってまいります。今後競合他社が当社グループのサービスを模倣・追随し、これまでの当社グループの特徴が標準的なものとなり差別化が難しくなること、これまでになく新しい技術を活用した画期的なサービスを展開する競合他社が出現することなどの事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定のサービスへの依存について

当社グループの営業収益は、単一事業であるアプリ収益化事業による収益のみとなっております。アプリ収益化事業の中心でもあるインターネット広告の市場が拡大していることに加え、更に当社グループのサービスを拡充し、インターネット広告だけに限らないトータルプランニングの推進などにより、当社グループの収益規模は拡大していくものと考えておりますが、当社グループの運営するサービスの利用者の減少やアプリ収益化事業の市場規模縮小等の要因が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定の業界への依存について

当社グループの顧客は、現状、ゲーム業界に属する企業の割合が比較的高い傾向にあります。当社グループは、今後アプリ領域へ参入してくるノンゲーム顧客（ブランドやEC）との取り引きも既に開始しており、取引相手となる業界を分散することでリスクを軽減しておりますが、同業界の再編成、事業戦略の転換並びに動向等によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

過年度の業績（社歴が短いこと）について

当社グループは、平成19年9月に設立されており、設立後の経過期間は7年程度と社歴が浅い会社となります。また、その間に事業の形態も変更していることなどから、当社グループの過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とならず、過年度の業績のみでは今後の業績を必ずしも正確に判断できない可能性があります。

継続的な投資及び赤字計上について

当社グループは、継続的な成長のため、認知度を向上させ、大企業を中心とした顧客の開拓・深耕などに取り組んでいかなければならないと考えております。会社設立以降、これらの取り組みを積極的に進め継続的な投資を行ってきたこともあり、第8期第3四半期連結累計期間までの業績は経常赤字となっております。

今後も「世界の頭脳になる」というミッションを実現させるというテーマのもと、大手顧客等の獲得を目指し、これまで以上に営業や開発などにおける優秀な人材の採用・育成を積極的に行うとともに、知名度と信頼度の向上のための広報・PR活動、ユーザ獲得のためのマーケティングコスト投下などを積極的に進め、営業収益拡大に向けた取り組みを行っていく方針であります。

しかしながら、想定どおりの採用・育成が進まない場合、マーケティングPR等活動の効果が得られない場合等には、中期経営計画が達成できない可能性、並びに当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループ取締役及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。平成27年6月30日時点でストック・オプションによる潜在株式数は893,900株であり、発行済株式総数11,180,310株の約8.0%に相当しております。

配当政策(無配)について

当社グループは株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社グループは未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。前記の通り、当社グループは成長過程にあると認識していることから、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えているため、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

税務上の繰越欠損金について

第7期連結会計年度末には、当社グループに税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

5.2.1 ベンチャーキャピタル等の持株比率について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は、11,180,310株であり、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタル等が組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が所有している株式数は、5,618,310株（所有割合約50.3%）であります。従って、当社が株式上場後、ベンチャーキャピタル等が所有する当社株式を短期間で売却した場合、当社の株価に一時的な影響を及ぼす恐れがあります。

5.2.2 資金使途について

当社の今回の公募増資による資金の使途については、主にSPIKEサービスに係る資金決済法に基づく供託金、事業拡大のためのシステム開発費用、人材採用費、人件費、広告媒体等への前払い費用などの運転資金等に充当する予定であります。

しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途へ予定通り資金を投入したとしても、想定通りの成果を上げられない可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第7期連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当連結会計年度末における総資産は1,117,294千円（前連結会計年度末比437,261千円減少）となり、負債は1,028,958千円（前連結会計年度末比69,434千円増加）、純資産は88,336千円（前連結会計年度末比506,696千円減少）となりました。

流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べ592,992千円減少し、813,202千円となりました。これは、現金及び預金が944,825千円減少したことが主な要因であります。

固定資産につきましては、前連結会計年度末に比べ160,175千円増加し、297,424千円となりました。これは、無形固定資産が146,773千円増加したことが主な要因であります。

流動負債につきましては、前連結会計年度末に比べ39,176千円増加し、451,688千円となりました。これは、買掛金が66,333千円増加したことが主な要因であります。

固定負債につきましては、前連結会計年度末に比べ30,258千円増加し、577,269千円となりました。これは、長期未払費用が41,543千円増加したことが主な要因であります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ506,696千円減少し、88,336千円となりました。これは、利益剰余金が510,818千円減少したことが主な要因であります。

第8期第3四半期連結累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日）

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、現金及び預金が4,664,455千円、売掛金が366,763千円、無形固定資産が360,154千円となり、合計5,762,799千円となりました。前連結会計年度末に比べて資産が4,645,504千円増加した主な内訳は新株発行等により現金及び預金が4,414,468千円増加したことによりです。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債は、買掛金が323,379千円となり、合計1,124,499千円となりました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、新株発行等による増加4,799,233千円、四半期純損失の計上278,093千円等により、合計4,638,299千円となりました。

(3) 経営成績の分析

第7期連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

売上高

当連結会計年度の売上高は、2,265,073千円（前連結会計年度比74.0%増）となりました。当社サービスが海外を中心にブランド認知が拡がり、新規取引先の増加が顕著に見られ、売上高が順調に推移しました。

営業損失

当連結会計年度の営業損失は488,881千円（前連結会計年度は営業利益22,627千円）となりました。仕入先であるアプリ媒体の獲得にかかる広告宣伝費の計上により営業損失に転じました。

経常損失

当連結会計年度の経常損失は510,138千円（前連結会計年度は経常損失2,049千円）となりました。営業損失に加え、営業外費用として社債に係る利息を41,543千円計上したことによるものです。

当期純損失

当連結会計年度の当期純損失は510,818千円（前連結会計年度は当期純利益12,263千円）となりました。これは、主に経常損失を計上したことによるものです。

第8期第3四半期連結累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日）

売上高

当第3四半期連結累計期間の売上高は、2,966,088千円となりました。アプリ収益化プラットフォーム“metaps”をはじめとする当社サービスの海外におけるブランド認知が拡がり、引き続き売上高が順調に推移しました。

営業損失

当第3四半期連結累計期間の営業損失は258,641千円となりました。新規サービス開発のための先行投資を引き続き実施したことなどによるものです。

経常損失

当第3四半期連結累計期間の経常損失は257,453千円となりました。営業損失に加え、営業外収益として為替差益36,580千円を計上、営業外費用として社債に係る利息を29,859千円を計上したことなどによるものです。

四半期純損失

当第3四半期連結累計期間の四半期純損失は278,093千円となりました。これは、主に経常損失を計上したほか、本社移転費用8,345千円を計上したことなどによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況についての分析

第7期連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが729,163千円のマイナス、投資活動によるキャッシュ・フローが188,755千円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローが40,158千円のマイナスとなりました。現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末から944,824千円減少して、249,987千円となりました。

詳細は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 戦略的現状と見通し

アプリ収益化事業において、Metaps Analyticsの機能強化を進めるのと同時に、グローバルでの営業活動を継続的に行っていきます。その成長と収益基盤を基礎として、今後金融及びIoT領域へと事業拡大を推進していく方針であります。世界中に溢れる膨大なデータを活用し、我々の生活を向上させるためのサービスやソリューションを常に業界に先駆けて生み出し、提供していくことが当社の使命と考えており、今後もデータを競争力として、デバイスの進化と共にマネタイズモデルを拡大させて行きます。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、施策の実施に努めております。当社が今後も持続的に成長するためには、事業規模の拡大に合わせて人材拡充を進めると同時に、教育研修制度や定着率アップのための福利厚生制度の拡充を図る必要があると認識しております。また、事業領域の拡大に対応した内部管理体制の強化等の組織整備を進めていく方針にあります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、アプリ収益化プラットフォームの新規開発及び運営機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

第7期連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は188,755千円であり、その主な内容は、ソフトウェアの取得169,684千円によるものであります。

なお、当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

第8期第3四半期連結累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日）

当第3四半期連結累計期間において実施した設備投資の総額は177,752千円であり、その主な内容は、ソフトウェアの取得143,856千円によるものであります。

なお、当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成26年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品(千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	事務所他	1,901	3,765	5,666	45

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 本社の建物は連結会社以外からの賃借設備で、年間賃借料は25,990千円であります。
3. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
4. 当社はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成27年6月30日現在）

当社グループは、アプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,000,000
計	42,000,000

- (注) 1. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株及びA種優先株式1株をそれぞれ10株とする株式分割が実施され、同日付の臨時株主総会及び各種類株主総会で当該株式分割及びB種優先株式の発行のための定款の一部変更が行われたため、発行可能株式総数は100,000,000株増加し、110,000,000株となっております。
2. 平成27年5月8日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止し、また定款が一部変更され、発行可能株式総数は68,000,000株減少し、42,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,180,310	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。(注4)
計	11,180,310		

- (注) 1. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株及びA種優先株式1株をそれぞれ10株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は、7,110,558株増加し、7,900,620株となっております。
2. 第7期事業年度末以降に第三者割当増資を行ったことにより2,058,077株、転換社債型新株予約権付社債が転換されたことにより886,523株、新株予約権が行使されたことにより335,090株増加しております。
3. 平成27年4月30日及び平成27年5月7日にA種優先株主及びB種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式2,194,733株及びB種優先株式2,058,077株を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。平成27年4月28日開催の取締役会決議により、5月8日付で自己株式(A種優先株式、B種優先株式)4,252,810株を全て消却する旨を決議し、実施しております。
4. 平成27年7月24日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成22年7月29日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年6月30日)
新株予約権の数(個)	25	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注)1、8	250,000 (注)1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注)2、8	5(注)2、8、9
新株予約権の行使期間	自平成25年3月1日 至平成28年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50(注)8 資本組入額 25(注)8	発行価格 5 (注)8、9 資本組入額 3 (注)8、9
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新

たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成23年4月27日開催の臨時株主総会決議により、平成23年4月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

9. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第2回新株予約権（平成23年6月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年6月30日）
新株予約権の数（個）	3,075	2,075
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,750（注）1、8	207,500 （注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,280（注）2、8	228（注）2、8、9
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月20日 至 平成28年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,280 （注）8 資本組入額 1,140 （注）8	発行価格 228 （注）8、9 資本組入額 114 （注）8、9
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

9. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第3回新株予約権（平成23年6月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年6月30日）
新株予約権の数（個）	50	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500（注）1、8	2,500 （注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,280（注）2、8	228 （注）2、8、9
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月21日 至 平成29年2月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,280 （注）8 資本組入額 1,140 （注）8	発行価格 228 （注）8、9 資本組入額 114 （注）8、9
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。
8. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
9. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（平成23年6月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年6月30日）
新株予約権の数（個）	325	275
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,250（注）1、8	27,500 （注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,280（注）2、8	228 （注）2、8、9
新株予約権の行使期間	自 平成26年6月20日 至 平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,280 （注）8 資本組入額 1,140 （注）8	発行価格 228 （注）8、9 資本組入額 114 （注）8、9
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

9. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第5回新株予約権（平成24年11月30日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,100	750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,000(注)1、8	75,000(注)1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,280(注)2、8	228(注)2、8、9
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月1日 至 平成29年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,280 (注)8 資本組入額 1,140 (注)8	発行価格 228 (注)8、9 資本組入額 114 (注)8、9
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

9. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年2月25日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年6月30日）
新株予約権の数（個）	10	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	A種優先株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）1	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,073（注）2	
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月1日 至 平成28年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）2、3	
新株予約権の行使の条件	一部行使は認められない。 （注）5	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	
新株予約権付社債（千円）	500,000	

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個の目的である株式の種類及び数は当社A種優先株式とし、その行使により当社が当社A種優先株式を新たに発行する数は、次のとおりとします。

なお、次の算式に置いて、「転換価額」とは、下記2．記載の転換価額（ただし、下記3．によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額とします。）をいいます。

$$\text{株式数} = \frac{\text{本新株予約権付社債の社債権者が行使請求のため提出した本社債の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

2．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債（ただし、その払込がなされたものに限ります。）とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とします。

本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は当初5,073円とする。転換価額は募集要項の規定によって調整されることがある。

なお、行使価額は業績に応じて、調整されています。

3．転換価額の調整

当社が当社社債の額面金額の総額を募集要項の規定に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

4．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により当社A種優先株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換、株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、以下 から までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を発行し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を（注）1に準じた調整を行ったうえ、決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、（注）1の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、本項第(8)号 に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使請求期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。また、本新株予約権の取得条項は定めない。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）5に準ずる。

第6回新株予約権（平成25年2月25日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年6月30日）
新株予約権の数（個）	32,259	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	A種優先株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	32,259（注）1	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,073（注）2	
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月1日 至 平成27年10月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,073 資本組入額 2,537	
新株予約権の行使の条件	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、行使価額は業績に応じて、調整されています。

- 3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

第7回新株予約権（平成24年11月30日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年6月30日）
新株予約権の数（個）	360	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,600（注）1	35,000（注）1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,280（注）2	228（注）2、8
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月27日 至 平成30年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,280 資本組入額 1,140	発行価格 228（注）8 資本組入額 114（注）8
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
7. 新株予約権の取得事由
8. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第8回新株予約権（平成25年11月29日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年6月30日）
新株予約権の数（個）	650	650
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,500（注）1	65,000（注）1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,510（注）2	451（注）2、8
新株予約権の行使期間	自 平成28年1月29日 至 平成31年1月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,510 資本組入額 2,255	発行価格 451（注）8 資本組入額 226（注）8
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第9回新株予約権（平成25年11月29日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,010	1,935
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,100(注)1	193,500(注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,510(注)2	451(注)2、8
新株予約権の行使期間	自平成28年8月20日 至平成31年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,510 資本組入額 2,255	発行価格 451(注)8 資本組入額 226(注)8
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

8. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第10回新株予約権（平成26年11月28日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年6月30日)
新株予約権の数(個)		40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		4,000(注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)		451(注)2、8
新株予約権の行使期間		自平成28年12月20日 至平成31年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 451(注)8 資本組入額 226(注)8
新株予約権の行使の条件		(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
 現在の発行内容に準じて決定する。
8. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第11回新株予約権（平成26年11月28日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年6月30日)
新株予約権の数(個)		339
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		33,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)		2,500(注)2
新株予約権の行使期間		自 平成29年5月12日 至 平成32年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 2,500 資本組入額 1,250
新株予約権の行使の条件		(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年4月27日 (注)1	普通株式 49,500	普通株式 50,000		10,900		
平成23年4月28日 (注)2	普通株式 2,200	普通株式 52,200	25,080	35,980	25,080	25,080
平成23年12月22日 (注)3	普通株式 12,400	普通株式 64,600	141,360	177,340	141,360	166,440
平成23年12月27日 (注)4	普通株式 800	普通株式 65,400	9,120	186,460	9,120	175,560
平成24年2月8日 (注)5	普通株式 3,750	普通株式 69,150	42,750	229,210	42,750	218,310
平成24年12月6日 (注)6	普通株式 622,350	普通株式 691,500		229,210		218,310
平成25年3月8日 (注)7	A種優先株式 98,562	普通株式 691,500 A種優先株式 98,562	250,051	479,261	249,953	468,263
平成27年2月6日 (注)8	普通株式 6,223,500 A種優先株式 887,058	普通株式 6,915,000 A種優先株式 985,620		479,261		468,263
平成27年2月9日 (注)9	普通株式 5,000	普通株式 6,920,000 A種優先株式 985,620	570	479,831	570	468,833
平成27年2月20日 (注)10	B種優先株式 2,058,077	普通株式 6,920,000 A種優先株式 985,620 B種優先株式 2,058,077	2,058,077	2,537,908	2,058,077	2,526,910
平成27年4月30日 (注)11	A種優先株式 177,304	普通株式 6,920,000 A種優先株式 1,162,924 B種優先株式 2,058,077	49,999	2,587,908	49,999	2,576,909
平成27年4月30日 (注)12	普通株式 2,223,433	普通株式 9,143,433 A種優先株式 1,162,924 B種優先株式 2,058,077		2,587,908		2,576,909
平成27年5月7日 (注)13	A種優先株式 1,031,809	普通株式 9,143,433 A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077	290,970	2,878,878	290,970	2,867,880

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年5月7日 (注)14	普通株式 2,029,377	普通株式 11,172,810 A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077		2,878,878		2,867,880
平成27年5月8日 (注)15	A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077	普通株式 11,172,810 A種優先株式 - B種優先株式 -		2,878,878		2,867,880
平成27年6月8日 (注)9	普通株式 2,500	普通株式 11,175,310	285	2,879,163	285	2,868,165
平成27年6月12日 (注)9	普通株式 5,000	普通株式 11,180,310	570	2,879,733	570	2,868,735

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

(注)2. 有償第三者割当 発行価格22,800円 資本組入額11,400円

割当先 ngiベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合

(注)3. 有償第三者割当 発行価格22,800円 資本組入額11,400円

割当先 ネオステラ1号投資事業有限責任組合、京大ベンチャーNVC C1号投資事業有限責任組合、インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合、SMB Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合

(注)4. 有償第三者割当 発行価格22,800円 資本組入額11,400円

割当先 三生5号投資事業有限責任組合

(注)5. 有償第三者割当 発行価格22,800円 資本組入額11,400円

割当先 MSIVC2008V投資事業有限責任組合

(注)6. 株式分割(1:10)によるものであります。

(注)7. 有償第三者割当 発行価格5,073円 資本組入額2,537円

割当先 Rannoch Holdings (Bermuda) Limited、インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合、MSIVC2008V投資事業有限責任組合

(注)8. 株式分割(1:10)によるものであります。

(注)9. 新株予約権の行使によるものであります。

(注)10. 有償第三者割当 発行価格2,000円 資本組入額1,000円

割当先 株式会社セガゲームス、FENOX VENTURE COMPANY VII, L.P.、株式会社博報堂、トランス・コスモス株式会社、JAPAN VENTURES I L.P.、gumi ventures 2号投資事業有限責任組合、株式会社gumi、新生企業投資株式会社、FENOX INFOCOM VENTURE COMPANY V, L.P.、FENOX VENTURE COMPANY VIII, L.P.

(注)11. 転換社債型新株予約権付社債の行使によるものであります。

(注)12. 平成27年4月30日に、A種優先株主及びB種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

(注)13. 転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の行使によるものであります。

(注)14. 平成27年5月7日に、A種優先株主及びB種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

(注)15. 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、5月8日で自己株式(A種優先株式、B種優先株式)を全て消却する旨を決議し、実施しております。

(5) 【所有者別状況】

平成27年6月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				5	4	2	11	22	
所有株式数(株)				1,299,000	2,379,377	10,000	7,491,933	11,180,310	
所有株式数の割合(%)				11.62	21.28	0.09	67.01	100.00	

(注)当社は、平成27年7月24日より単元株制度を採用しております。なお、平成27年7月24日現在の所有者別状況は以下の通りです。

平成27年7月24日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				5	4	2	11	22	
所有株式数(単元)				12,990	23,793	100	74,917	111,800	310
所有株式数の割合(%)				11.62	21.28	0.09	67.01	100.00	

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成27年 6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,180,310	11,180,310	1(1) 「発行済株式」の 「内容」の記載を参照
単元未満株式			
発行済株式総数	11,180,310		
総株主の議決権		11,180,310	

(注) 当社は、平成27年7月24日より単元株制度を採用しております。なお、平成27年7月24日現在の議決権の状況は以下のとおりです。

平成27年 7月24日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,180,000	111,800	1(1) 「発行済株式」の 「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 310		
発行済株式総数	11,180,310		
総株主の議決権		111,800	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

平成22年7月29日開催の臨時株主総会決議、平成23年3月1日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第2回新株予約権

平成23年6月30日開催の臨時株主総会決議、平成23年7月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び取締役の退任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2、当社従業員1となっております。

第3回新株予約権

平成23年6月30日開催の臨時株主総会決議、平成24年2月21日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失及び権利行使により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1となっております。

第4回新株予約権

平成23年6月30日開催の臨時株主総会決議、平成24年2月21日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 取締役の就任及び権利行使により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1、当社従業員2となっております。

第5回新株予約権

平成24年11月30日開催の第5回定時株主総会決議、平成24年11月30日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年11月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 6 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失並びに権利行使並びに取締役の就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2、当社従業員3となっております。

第7回新株予約権

平成24年11月30日開催の第5回定時株主総会決議、平成25年8月20日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年11月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2 子会社取締役 1 子会社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2、子会社取締役1、子会社従業員1となっております。

第8回新株予約権

平成25年11月29日開催の第6回定時株主総会決議、平成26年1月28日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失及び子会社取締役の就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3、子会社取締役1、子会社従業員1となっております。

第9回新株予約権

平成25年11月29日開催の第6回定時株主総会決議、平成26年8月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 49 子会社取締役 2 子会社従業員 16
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失及び韓国子会社設立により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2、当社監査役1、当社従業員42、子会社取締役2、子会社従業員15となっております。

第10回新株予約権

平成26年11月28日開催の第7回定時株主総会決議、平成26年12月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年11月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第11回新株予約権

平成26年11月28日開催の第7回定時株主総会決議、平成27年5月11日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年11月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 2 当社従業員 26 子会社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失及び韓国子会社設立により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1、当社監査役2、子会社取締役1、当社従業員22、子会社従業員8となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式及びB種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価値の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式	-	-
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077	(注)

(注) 各種類株主より取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式(A種優先株式及びB種優先株式)であり、対価として当社の普通株式4,252,810株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 B種優先株式	-	-	2,194,733 2,058,077	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-	-

3 【配当政策】

当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針と考えております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	佐藤 航陽	昭和61年5月31日生	平成19年9月 イーファクター株式会社 (現 当社)設立代表取締 役就任(現任) 平成23年6月 Metaps Pte.Ltd.代表取締 役就任(現任) 平成25年12月 盈利点信息科技有限公司(上海)有 限公司代表取締役就任(現 任)	(注)3	4,400,000
取締役	管理部門 統括	山崎 祐一郎	昭和56年10月18日生	平成18年6月 ドイツ証券株式会社入社 平成23年3月 イーファクター株式会社 (現 当社)入社 平成23年4月 当社取締役就任(現任) 平成24年1月 Metaps Pte.Ltd.取締役就 任(現任) 平成25年12月 盈利点信息科技有限公司(上海)有 限公司監事就任(現任)	(注)3	-
取締役	営業部門 統括	久野 憲明	昭和52年2月12日生	平成12年4月 株式会社フォーカスシステ ムズ入社 平成16年10月 株式会社ライブドア入社 (現 LINE株式会社) 平成24年4月 当社入社 平成25年4月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	-	和田 洋一	昭和34年5月28日生	昭和59年4月 野村證券株式会社入社 平成12年4月 株式会社スクウェア入社 平成13年9月 株式会社スクウェア代表取締 役社長就任 平成15年4月 株式会社スクウェア・エ ニックス代表取締役社長就 任 平成18年6月 株式会社タイトー代表取締 役社長就任 平成20年10月 株式会社スクウェア・エ ニックス・ホールディング ス 代表取締役社長就任 平成25年6月 株式会社スクウェア・エ ニックス取締役会長就任 平成26年9月 Shinra Technologies, Inc. President就任(現任) 平成27年5月 当社社外取締役就任(現 任)	(注)3	-
常勤監査役	-	亀村 明	昭和22年8月29日生	昭和45年4月 日興証券株式会社入社 平成10年12月 同社執行役員就任 平成13年6月 日興企業株式会社常務取締 役就任 平成13年8月 株式会社アルファシステム ズ常勤顧問就任 平成13年10月 同社常務取締役就任 平成21年9月 AIU株式会社顧問就任 平成23年12月 当社常勤監査役就任(現 任)	(注)4	2,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	中町 昭人	昭和43年5月7日生	平成5年4月 弁護士登録・森綜合法律事務所（現・森・濱田松本法律事務所）入所 平成11年10月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati入所 平成15年10月 Kirkland & Ellis LLP入所 平成17年1月 Kirkland & Ellis LLPパートナー就任 平成21年7月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー就任（現任） 平成22年11月 E V T D株式会社社外監査役就任（現任） 平成25年12月 株式会社ロックオン社外監査役就任（現任） 平成26年6月 オイシックス株式会社社外 監査役就任（現任） 平成27年2月 当社社外監査役就任（現任） 平成27年2月 株式会社ぜん社外監査役就任（現任）	(注)4	-
監査役	-	吉川 朋弥	昭和46年11月22日生	平成8年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成11年6月 公認会計士登録 平成23年12月 吉川公認会計士事務所開設 所長就任（現任） 平成27年2月 当社社外監査役就任（現任）	(注)4	-
計						4,402,500

(注)1. 取締役 和田洋一は、社外取締役であります。

2. 監査役 亀村明、中町昭人及び吉川朋弥は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成27年7月24日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成27年7月24日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるためには、経営環境の変化を適時にキャッチアップし、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

a．取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役4名で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

b．監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（社外監査役）で構成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査部及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

c．内部監査

当社は代表取締役直轄の内部監査部が、内部監査計画に従い、当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査部を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査部と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

d．会計監査人

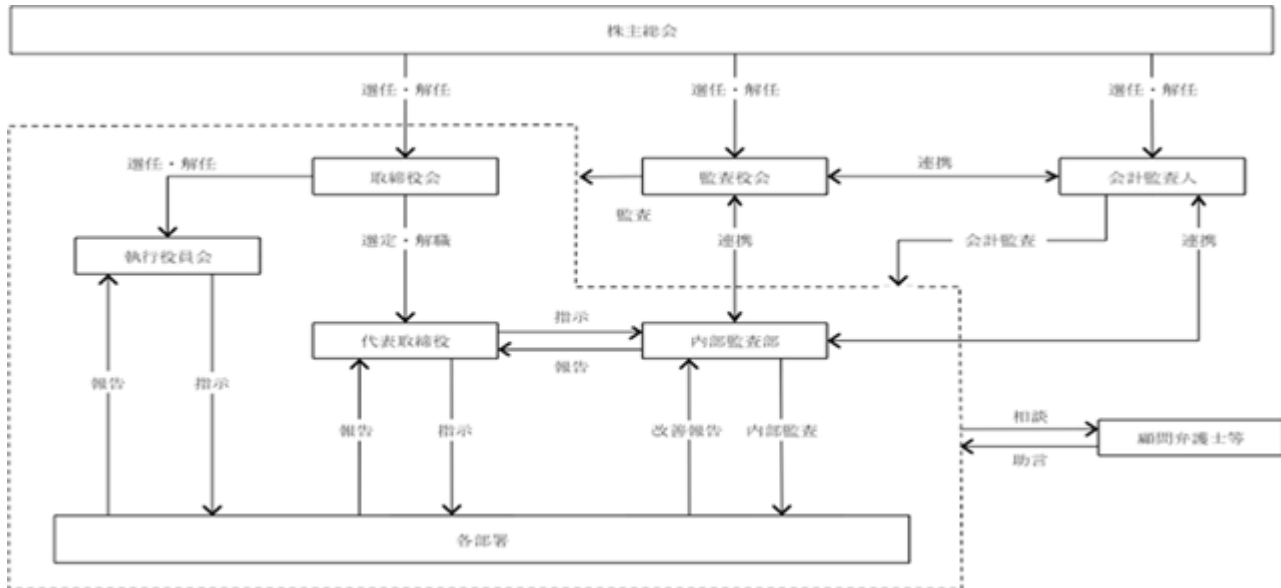
当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

e．執行役員会

当社は業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会決議事項等の業務執行に関する重要な事項については、原則として毎月1回開催する執行役員会で審議を行うこととしております。執行役員会は、常勤取締役と執行役員で構成されております。また、常勤監査役は執行役員会に出席し、意見具申等を行うことで業務執行の適法性を監督しております。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



ハ．内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、取締役会その他重要会議により当社の職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りにも努めております。その他役職員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務執行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

ニ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といったしましては、当社各取締役はいずれかの子会社の代表取締役又は取締役として経営に参画しており、当社取締役会においてその職務の執行に関して必要に応じて報告する体制となっております。また、各子会社の役員を兼務する当社取締役は、子会社の損失の危険の管理、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、適切な管理及び報告を行っております。

ホ．内部監査及び監査役監査の状況

当社では代表取締役直轄の内部監査部を設け、内部監査部長1名が内部監査を実施しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令ならびに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的として実施しております。

また、監査役は、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内的重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、内部監査担当者と意見及び情報の交換を行っております。さらに監査役は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取り組みを行っております。

ヘ．社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名とすることで、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。

ト．会計監査の状況

平成26年8月期における会計監査の体制は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名等

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	坂井 知倫	有限責任あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	平井 清	有限責任あずさ監査法人

(注) 継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者
公認会計士4名、その他1名

リスク管理態勢の整備の状況

当社は、経営企画部が主管部署となり、各部門との情報交換及び情報共有を行うことで、当社のリスクの早期発見と未然防止に努めると共に、顧問弁護士及び常勤監査役ならびに内部監査部長を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。

組織的または個人的な法令違反いし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。また、重要、高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士などの外部専門家及び関係当局などからの助言を受ける体制を構築しております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

(イ) 社外取締役

和田洋一は、事業会社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を200個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

(ロ) 社外監査役

亀村明は、長年にわたる金融業界での職務経験及び上場企業の取締役としての経験を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の株式を2,500株、新株予約権を1個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

中町昭人は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を1個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

吉川朋弥は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を1個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

また、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしております。

なお、社外役員は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを行い、相互連携を図っております。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	30,000	30,000	-	-	-	3
社外取締役	-	-	-	-	-	1
社外監査役	5,000	5,000	-	-	-	1

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬額は、平成23年4月27日開催の臨時株主総会において月額10,000千円以内と定められております。また、監査役の報酬額は、平成23年4月27日開催の臨時株主総会において月額1,500千円以内と定められております。

これらの報酬額の決定は、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

個別の役員への配分につきましては、上記の範囲内で、役員規程に基づき、取締役会または監査役会にて決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は6名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	8,000	1,500	8,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	8,000	1,500	8,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社の連結子会社であるMetaps Pte. Ltd.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬2,732千円及び台湾支店の記帳代行業務に基づく報酬を支払っております。

(最近連結会計年度)

当社の連結子会社であるMetaps Pte. Ltd.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬3,050千円及び台湾支店の記帳代行業務に基づく報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、情報セキュリティアドバイザー業務であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社グループの規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成24年9月1日から平成25年8月31日まで）の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第3項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、前連結会計年度（平成24年9月1日から平成25年8月31日まで）の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）附則第3条により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成24年9月1日から平成25年8月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成24年9月1日から平成25年8月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成24年9月1日から平成25年8月31日まで）及び当連結会計年度（平成25年9月1日から平成26年8月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成24年9月1日から平成25年8月31日まで）及び当事業年度（平成25年9月1日から平成26年8月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年9月1日から平成27年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。その内容は以下のとおりであります。

会計基準の内容を適切に把握し、同基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,194,812	249,987
売掛金	196,193	475,750
その他	15,188	87,464
流動資産合計	1,406,194	813,202
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,631	7,171
工具、器具及び備品	8,305	13,724
減価償却累計額	9,257	12,430
有形固定資産合計	6,680	8,465
無形固定資産		
ソフトウェア	54,908	163,006
ソフトウェア仮勘定	51,814	89,611
その他	664	1,542
無形固定資産合計	107,386	254,159
投資その他の資産		
その他	23,181	34,799
投資その他の資産合計	23,181	34,799
固定資産合計	137,248	297,424
繰延資産		
株式交付費	11,113	6,668
繰延資産合計	11,113	6,668
資産合計	1,554,556	1,117,294

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	262,375	328,708
短期借入金	16,672	-
1年内返済予定の長期借入金	23,486	14,021
未払金	26,966	18,133
未払費用	13,103	18,585
前受金	51,803	28,386
その他	18,105	43,853
流動負債合計	412,512	451,688
固定負債		
社債	500,000	500,000
長期借入金	22,787	8,766
退職給付に係る負債	-	2,731
資産除去債務	4,936	4,941
長期未払費用	19,287	60,830
固定負債合計	547,011	577,269
負債合計	959,523	1,028,958
純資産の部		
株主資本		
資本金	479,261	479,261
資本剰余金	468,263	468,263
利益剰余金	358,549	869,367
株主資本合計	588,975	78,157
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6,057	10,179
その他の包括利益累計額合計	6,057	10,179
純資産合計	595,033	88,336
負債純資産合計	1,554,556	1,117,294

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,664,455
売掛金	366,763
その他	253,863
流動資産合計	5,285,082
固定資産	
有形固定資産	42,962
無形固定資産	360,154
投資その他の資産	56,457
固定資産合計	459,574
繰延資産	18,142
資産合計	5,762,799
負債の部	
流動負債	
買掛金	323,379
その他	790,609
流動負債合計	1,113,988
固定負債	
退職給付に係る負債	2,398
その他	8,112
固定負債合計	10,510
負債合計	1,124,499
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,878,878
資本剰余金	2,867,880
利益剰余金	1,147,461
株主資本合計	4,599,297
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	14,279
その他の包括利益累計額合計	14,279
少数株主持分	24,723
純資産合計	4,638,299
負債純資産合計	5,762,799

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
売上高	1,301,671	2,265,073
売上原価	904,707	1,719,239
売上総利益	396,963	545,834
販売費及び一般管理費	¹ 374,335	¹ 1,034,715
営業利益又は営業損失()	22,627	488,881
営業外収益		
受取利息	99	111
為替差益	-	25,646
その他	386	744
営業外収益合計	485	26,502
営業外費用		
支払利息	2,017	824
社債利息	19,287	41,543
為替差損	1,137	-
その他	2,720	5,391
営業外費用合計	25,163	47,759
経常損失()	2,049	510,138
特別利益		
事業譲渡益	² 18,759	-
特別利益合計	18,759	-
特別損失		
固定資産除却損	³ 1,468	-
特別損失合計	1,468	-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	15,241	510,138
法人税、住民税及び事業税	2,978	679
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	12,263	510,818
当期純利益又は当期純損失()	12,263	510,818

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	12,263	510,818
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	7,191	4,121
その他の包括利益合計	7,191	4,121
包括利益	19,455	506,696
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	19,455	506,696

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年9月1日 至平成27年5月31日)
売上高	2,966,088
売上原価	2,540,238
売上総利益	425,849
販売費及び一般管理費	684,491
営業損失()	258,641
営業外収益	
為替差益	36,580
その他	2,745
営業外収益合計	39,326
営業外費用	
社債利息	29,859
その他	8,278
営業外費用合計	38,137
経常損失()	257,453
特別損失	
本社移転費用	8,345
特別損失合計	8,345
税金等調整前四半期純損失()	265,798
法人税、住民税及び事業税	12,571
少数株主損益調整前四半期純損失()	278,370
少数株主損失()	276
四半期純損失()	278,093

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年9月1日 至平成27年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	278,370
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	4,099
その他の包括利益合計	4,099
四半期包括利益	274,270
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	273,993
少数株主に係る四半期包括利益	276

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	229,210	218,310	370,812	76,707	1,133	1,133	75,573
当期変動額							
新株の発行	250,051	249,953		500,005			500,005
当期純利益			12,263	12,263			12,263
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					7,191	7,191	7,191
当期変動額合計	250,051	249,953	12,263	512,268	7,191	7,191	519,460
当期末残高	479,261	468,263	358,549	588,975	6,057	6,057	595,033

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	479,261	468,263	358,549	588,975	6,057	6,057	595,033
当期変動額							
当期純損失（ ）			510,818	510,818			510,818
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					4,121	4,121	4,121
当期変動額合計			510,818	510,818	4,121	4,121	506,696
当期末残高	479,261	468,263	869,367	78,157	10,179	10,179	88,336

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	15,241	510,138
減価償却費	20,934	31,682
受取利息	99	111
支払利息	2,017	824
社債利息	19,287	41,543
固定資産除却損	1,468	-
事業譲渡損益(は益)	18,759	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	2,731
売上債権の増減額(は増加)	135,090	268,706
仕入債務の増減額(は減少)	186,065	48,784
前受金の増減額(は減少)	48,353	25,540
その他	12,847	43,666
小計	152,265	722,597
利息の受取額	99	111
利息の支払額	1,914	824
法人税等の支払額	924	5,852
営業活動によるキャッシュ・フロー	149,527	729,163
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,632	6,047
無形固定資産の取得による支出	104,669	169,684
事業譲渡による収入	19,524	-
その他	3,030	13,023
投資活動によるキャッシュ・フロー	83,746	188,755
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	16,672	16,672
長期借入金の返済による支出	26,094	23,486
社債の発行による収入	499,820	-
株式の発行による収入	486,848	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	977,246	40,158
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,219	13,252
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,065,247	944,824
現金及び現金同等物の期首残高	129,564	1,194,812
現金及び現金同等物の期末残高	1,194,812	249,987

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

Metaps Pte. Ltd.

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 3～4年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ ポイント引当金 将来のユーザによるポイント利用に伴う費用負担に備えるため、翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイント総額を計上しております。

ロ 返金引当金 ユーザへの将来の返金に備えて、売上額に返金実績率を乗じて算出した金額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

Metaps Pte. Ltd.

盈利点信息科技（上海）有限公司

Metaps Europe Limited

上記のうち、盈利点信息科技（上海）有限公司、Metaps Europe Limitedについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
盈利点信息科技（上海）有限公司	12月31日 1

1：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 3～4年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。

(2) 重要な繰延資産の処理の方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、在外支店の法律に基づき従業員の退職給付に係る負債を計上しております。

退職給付に係る負債の計算は、簡便法により、在外支店の退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により算定しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度（至 平成25年8月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

（連結損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
広告宣伝費	25,537千円	369,142千円
販売促進費	86	17,892
決済手数料	41,071	28,651
給料手当	122,537	244,759
役員報酬	44,630	55,416
通信費	25,159	81,982
地代家賃	25,607	34,185

2 事業譲渡益

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

事業譲渡益18,759千円は、共同購入型のクーポンサイト“ TOKUPO（トクポ）”をテレビ東京ブロードバンド株式会社へ事業移管したことによるものであります。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
ソフトウェア	1,468千円	-
計	1,468千円	-

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	7,191	4,121
組替調整額	-	-
税効果調整前	7,191	4,121
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	7,191	4,121
その他の包括利益合計	7,191	4,121

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式数				
普通株式(注)1	69	622	-	691
A種優先株式(注)2	-	98	-	98
合計	69	720	-	790

(注)1. 普通株式の増加622千株は、株式分割による増加であります。

(注)2. A種優先株式の増加98千株は、新株発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	A種優先株式	-	88,697	-	88,697	-
	平成25年 第6回新株予約権	A種優先株式	-	32,259	-	32,259	-
	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式数				
普通株式	691	-	-	691
A種優先株式	98	-	-	98
合計	790	-	-	790

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末 残高（千円）
			当連結会 計年度期 首	増加	減少	当連結会 計年度末	
提出会社	第1回無担保転換社 債型新株予約権付社 債	A種優先株式	88,697	-	88,697	-	-
	平成25年 第6回新 株予約権	A種優先株式	32,259	-	32,259	-	-
	ストックオプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-

（注）第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
現金及び預金勘定	1,194,812千円	249,987千円
現金及び現金同等物	1,194,812	249,987

(リース取引関係)

前連結会計年度(平成25年 8月31日)

重要性が乏しいため省略しております。

当連結会計年度(平成26年 8月31日)

重要性が乏しいため省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入金や社債発行)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金、新株予約権付社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社はグループ、各部署からの報告に基づき担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,194,812	1,194,812	-
(2) 売掛金	196,193	196,193	-
資産計	1,391,006	1,391,006	-
(1) 買掛金	262,375	262,375	-
(2) 短期借入金	16,672	16,672	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	23,486	23,486	-
(4) 未払金	26,966	26,966	-
(5) 社債	500,000	517,949	17,949
(6) 長期借入金	22,787	22,759	28
負債計	852,286	870,207	17,921

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

これらの時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,194,812	-	-	-
売掛金	196,193	-	-	-
合計	1,391,006	-	-	-

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	16,672	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期 借入金	23,486	-	-	-	-	-
社債	-	-	500,000	-	-	-
長期借入金	-	14,021	7,870	896	-	-
合計	40,158	14,021	507,870	896	-	-

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入金や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金、新株予約権付社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社はグループ、各部署からの報告に基づき担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	249,987	249,987	-
(2) 売掛金	475,750	475,750	-
資産計	725,738	725,738	-
(1) 買掛金	328,708	328,708	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	14,021	14,021	-
(3) 未払金	18,133	18,133	-
(4) 社債	500,000	559,385	59,385
(5) 長期借入金	8,766	8,762	4
負債計	869,628	929,009	59,381

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

これらの時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	249,987	-	-	-
売掛金	475,750	-	-	-
合計	725,738	-	-	-

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期 借入金	14,021	-	-	-	-	-
社債	-	500,000	-	-	-	-
長期借入金	-	7,870	896	-	-	-
合計	14,021	507,870	896	-	-	-

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成25年8月31日)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(平成26年8月31日)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成24年9月1日至平成25年8月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年9月1日至平成26年8月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

当社は、退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、在外支店の法律に基づき従業員の退職給付に係る負債を計上しております。

退職給付に係る負債の計算は、簡便法により、在外支店の退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により算定しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	- 千円
退職給付費用	2,587
為替差損	144
退職給付の支払額	-
制度への拠出額	-
退職給付に係る負債の期末残高	2,731

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	- 千円
年金資産	-
非積立型制度の退職給付債務	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-
退職給付に係る負債	2,731
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,731

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 2,587千円

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年 7月29日株主総会 第 1 回新株予約権	平成23年 6月30日株主総会 第 2 回新株予約権	平成23年 6月30日株主総会 第 3 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名	当社取締役 4 名 当社従業員 2 名	当社監査役 1 名 当社従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 25,000株	普通株式 41,500株	普通株式 750株
付与日	平成23年 3月 1日	平成23年 7月20日	平成24年 2月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年 3月 1日 至 平成28年 3月 2日	自 平成25年 7月20日 至 平成28年 7月19日	自 平成26年 2月21日 至 平成29年 2月20日

	平成23年 6月30日株主総会 第 4 回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第 5 回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4 名	当社取締役 2 名 当社従業員 6 名 子会社従業員 1 名	当社従業員 2 名 子会社取締役 1 名 子会社従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 3,250株	普通株式 13,500株	普通株式 3,600株
付与日	平成24年 6月20日	平成24年12月 1日	平成25年 8月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年 6月20日 至 平成29年 6月19日	自 平成26年12月 1日 至 平成29年11月30日	自 平成27年 8月27日 至 平成30年 8月26日

（注） 平成23年 4月27日付で普通株式 1株につき100株の割合で、また平成24年12月 6日付で普通株式 1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成25年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年7月29日株主総会 第1回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第2回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	25,000	31,500	750
付与	-	-	-
失効、消却	-	750	250
権利確定	-	-	-
未確定残	25,000	30,750	500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成23年6月30日株主総会 第4回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第5回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	3,250	-	-
付与	-	13,500	3,600
失効、消却	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	3,250	13,500	3,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 平成23年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で、また平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	平成22年7月29日株主総会 第1回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第2回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	2,280	2,280
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	平成23年6月30日株主総会 第4回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第5回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,280	2,280	2,280
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

(注) 平成23年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で、また平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成22年7月29日株主総会 第1回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第2回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役4名 当社従業員2名	当社監査役1名 当社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 25,000株	普通株式 41,500株	普通株式 750株
付与日	平成23年3月1日	平成23年7月20日	平成24年2月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年3月1日 至 平成28年3月2日	自 平成25年7月20日 至 平成28年7月19日	自 平成26年2月21日 至 平成29年2月20日

	平成23年6月30日株主総会 第4回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第5回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員4名	当社取締役2名 当社従業員6名 子会社従業員1名	当社従業員2名 子会社取締役1名 子会社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,250株	普通株式 13,500株	普通株式 3,600株
付与日	平成24年6月20日	平成24年12月1日	平成25年8月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年6月20日 至 平成29年6月19日	自 平成26年12月1日 至 平成29年11月30日	自 平成27年8月27日 至 平成30年8月26日

	平成25年11月29日株主総会 第8回新株予約権	平成25年11月29日株主総会 第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名 子会社従業員1名	当社取締役2名 当社監査役1名 当社従業員49名 子会社取締役2名 子会社従業員16名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 7,000株	普通株式 20,100株
付与日	平成26年1月28日	平成26年8月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年1月29日 至 平成31年1月28日	自 平成28年8月20日 至 平成31年8月19日

（注） 平成23年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で、また平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年7月29日株主総会 第1回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第2回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	25,000	30,750	500
付与	-	-	-
失効、消却	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	25,000	30,750	500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成23年6月30日株主総会 第4回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第5回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	3,250	13,500	3,600
付与	-	-	-
失効、消却	-	2,500	-
権利確定	-	-	-
未確定残	3,250	11,000	3,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成25年11月29日株主総会 第8回新株予約権	平成25年11月29日株主総会 第9回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	7,000	20,100
失効、消却	500	-
権利確定	-	-
未確定残	6,500	20,100
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成23年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で、また平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	平成22年7月29日株主総会 第1回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第2回新株予約権	平成23年6月30日株主総会 第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	2,280	2,280
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	平成23年6月30日株主総会 第4回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第5回新株予約権	平成24年11月30日株主総会 第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,280	2,280	2,280
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	平成25年11月29日株主総会 第8回新株予約権	平成25年11月29日株主総会 第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	4,510	4,510
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-

(注) 平成23年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で、また平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

前連結会計年度（平成25年8月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成25年8月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	2,267千円
繰越欠損金	107,586千円
その他	2,538千円
繰延税金資産小計	112,392千円
評価性引当額	112,392千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成25年8月31日)
法定実効税率	38.0%
（調整）	
損金不算入交際費	3.2
住民税均等割	1.9
子会社適用税率差異	29.6
評価性引当額の増減	52.4
その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.5

当連結会計年度（平成26年8月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	3,511千円
繰越欠損金	270,497千円
その他	5,767千円
繰延税金資産小計	279,776千円
評価性引当額	279,776千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、法定実効税率の変更による当連結会計年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響はありません。

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）
重要性が乏しいため省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
重要性が乏しいため省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）
当社グループは、アプリ収益化事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
当社グループは、アプリ収益化事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てアプリ収益化事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	アジア	その他の国又は地域	合計
1,012,513	261,537	27,621	1,301,671

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	アジア	その他の国又は地域	合計
5,583	791	304	6,680

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てアプリ収益化事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	アジア	その他の国又は地域	合計
891,046	1,297,599	76,427	2,265,073

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	その他の国又は地域	合計
5,666	2,475	322	8,465

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
IGG Singapore Pte Ltd	254,712	アプリ収益化事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

重要性が乏しいため省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

重要性が乏しいため省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報 ）

	前連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月 31日)
1株当たり純資産額	51.26円	115.39円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額（ ）	1.66円	64.66円

（注）1．前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2．当社は平成24年12月6日付で株式1株につき10株、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3．1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月 31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額（ ） (千円)	12,263	510,818
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は 普通株式に係る当期純損失金額（ ） (千円)	12,263	510,818
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,408	7,901
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	「第4 提出会社の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載のと おりであります。

4．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 8月 31日)	当連結会計年度 (平成26年 8月 31日)
純資産の部の合計額(千円)	595,033	88,336
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,000,010	1,000,010
(うちA種優先株式)(千円)	1,000,010	1,000,010
(うちB種優先株式)(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	404,977	911,673
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(千株)	7,901	7,901
(うち普通株式数)(千株)	6,915	6,915
(うちA種優先株式数)(千株)	986	986
(うちB種優先株式数)(千株)	-	-

（重要な後発事象）

前連結会計年度(自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月 31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間より、株式会社デジタルサイエンスラボを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)
減価償却費	39,415千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日）

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成27年4月30日及び5月7日付で、新株予約権付社債及び新株予約権の行使を受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が340,969千円、資本準備金が340,969千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日）

当社グループは、アプリ収益化事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	31円00銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)()	278,093
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)()	278,093
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,971
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社メタップス	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	平成年月日 25.3.8	400,000	400,000	8.0	なし	平成年月日 28.3.31
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	25.3.8	50,000	50,000	8.0	なし	
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	25.3.8	50,000	50,000	8.0	なし	
合計	-	-	500,000	500,000	-	-	-

(注)1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回
発行すべき株式	A種優先株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格(円)	5,637
発行価額の総額(千円)	500,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100%
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月1日 至 平成28年8月31日

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	500,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	16,672	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	23,486	14,021	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	22,787	8,766	2.4	平成27~28年
合計	62,945	22,787	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	14,021	7,870	896	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年8月31日)	当事業年度 (平成26年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	915,212	107,584
売掛金	1,300,326	1,540,078
その他	17,232	90,601
流動資産合計	1,232,771	738,264
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,631	7,171
工具、器具及び備品	6,269	8,253
減価償却累計額	8,317	9,758
有形固定資産合計	5,583	5,666
無形固定資産		
商標権	664	1,542
ソフトウェア	54,908	163,006
ソフトウェア仮勘定	51,814	89,611
無形固定資産合計	107,386	254,159
投資その他の資産		
関係会社株式	140,520	140,520
関係会社出資金	-	10,266
差入保証金	22,921	34,641
その他	259	158
投資その他の資産合計	163,701	185,586
固定資産合計	276,671	445,412
繰延資産		
株式交付費	11,113	6,668
繰延資産合計	11,113	6,668
資産合計	1,520,557	1,190,345
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,229,320	1,280,213
短期借入金	16,672	-
1年内返済予定の長期借入金	23,486	14,021
前受金	5,249	528
未払金	27,208	35,288
預り金	4,410	38,285
未払費用	9,128	8,246
未払法人税等	4,694	629
その他	7,824	-
流動負債合計	327,995	377,211
固定負債		
社債	500,000	500,000
長期借入金	22,787	8,766
資産除去債務	4,936	4,941
退職給付引当金	-	2,731
長期未払費用	19,287	60,830
固定負債合計	547,011	577,269
負債合計	875,006	954,480

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年8月31日)	当事業年度 (平成26年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	479,261	479,261
資本剰余金		
資本準備金	468,263	468,263
資本剰余金合計	468,263	468,263
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	301,974	711,660
利益剰余金合計	301,974	711,660
株主資本合計	645,550	235,864
純資産合計	645,550	235,864
負債純資産合計	1,520,557	1,190,345

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
売上高	1,036,167	986,793
売上原価	685,461	680,761
売上総利益	350,706	306,032
販売費及び一般管理費	1,302,642	1,692,783
営業利益又は営業損失()	48,064	386,751
営業外収益		
受取利息	99	92
為替差益	-	23,788
雑収入	102	744
営業外収益合計	202	24,625
営業外費用		
社債利息	19,287	41,543
為替差損	4,794	-
その他	4,394	5,727
営業外費用合計	28,476	47,270
経常利益又は経常損失()	19,789	409,396
特別利益		
事業譲渡益	18,759	-
特別利益合計	18,759	-
特別損失		
固定資産除却損	2,1468	-
特別損失合計	1,468	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	37,081	409,396
法人税、住民税及び事業税	2,978	290
当期純利益又は当期純損失()	34,103	409,686

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)		当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
仕入		620,929	90.6	624,860	91.8
経費		64,531	9.4	55,900	8.2
当期売上原価		685,461	100.0	680,761	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	229,210	218,310	218,310	336,077	336,077	111,442	111,442
当期変動額							
新株の発行	250,051	249,953	249,953			500,005	500,005
当期純利益				34,103	34,103	34,103	34,103
当期変動額合計	250,051	249,953	249,953	34,103	34,103	534,108	534,108
当期末残高	479,261	468,263	468,263	301,974	301,974	645,550	645,550

当事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	479,261	468,263	468,263	301,974	301,974	645,550	645,550
当期変動額							
当期純損失（ ）				409,686	409,686	409,686	409,686
当期変動額合計	-	-	-	409,686	409,686	409,686	409,686
当期末残高	479,261	468,263	468,263	711,660	711,660	235,864	235,864

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。

4．繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．引当金の計上基準

(1) ポイント引当金

将来のユーザによるポイント利用に伴う費用負担に備えるため、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイント総額を計上しております。

(2) 返金引当金

ユーザへの将来の返金に備えて、売上額に返金実績率を乗じて算出した金額を計上しております。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～4年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

退職給付引当金

簡便法により、在外支店の退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により算定しております。

6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）の施行に伴い、表示方法の変更を行っておりますが、同附則第2条第1項より、前事業年度の財務諸表の組替えを行っておりません。

なお、当該変更は財務諸表等規則第50条に基づくものであります。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。

- ・ 財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する資産には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年 8月31日)	当事業年度 (平成26年 8月31日)
流動資産		
売掛金	201,263千円	343,817千円
流動負債		
買掛金	5,495千円	60,285千円

（損益計算書関係）

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度31%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度69%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
広告宣伝費	22,345千円	167,093千円
決済手数料	41,071	28,651
役員報酬	33,216	37,399
給料手当	87,832	188,886
法定福利費	15,221	29,716
通信費	23,938	80,238
地代家賃	20,627	25,255
減価償却費	17,980	26,024
退職給付費用	-	2,587

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
ソフトウェア	1,468千円	- 千円
計	1,468	-

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

重要性が乏しいため省略しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成25年8月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は140,520千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成26年8月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は140,520千円）及び関係会社出資金（貸借対照表計上額は10,266千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成25年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成25年8月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	2,057千円
繰越欠損金	103,292千円
資産除去債務	1,271千円
その他	1,267千円
繰延税金資産小計	107,888千円
評価性引当額	107,888千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成25年8月31日)
法定実効税率	38.0%
(調整)	
損金不算入交際費	1.3
住民税均等割	0.8
評価性引当額の増減	31.4
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0

当事業年度（平成26年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年8月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	3,078千円
繰越欠損金	253,635千円
資産除去債務	1,598千円
その他	4,168千円
繰延税金資産小計	262,481千円
評価性引当額	262,481千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、法定実効税率の変更による当事業年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日）

重要性が乏しいため省略しております。

（1株当たり情報）

前事業年度（自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日）

	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
1株当たり純資産額	44.86円
1株当たり当期純利益金額	4.60円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するもの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2．当社は平成24年12月6日付で株式1株につき10株、平成27年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
当期純利益金額（千円）	34,103
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	34,103
期中平均株式数（千株）	7,408
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	「第4 提出会社の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	645,550
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,000,010
(うちA種優先株式)(千円)	1,000,010
(うちB種優先株式)(千円)	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	354,459
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(千株)	7,901
(うち普通株式数)(千株)	6,915
(うちA種優先株式数)(千株)	986
(うちB種優先株式数)(千株)	-

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成24年9月1日至平成25年8月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自平成25年9月1日至平成26年8月31日)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累 計額又は償却累計 額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	7,171	5,270	1,152	1,901
工具、器具及び 備品	-	-	-	8,253	4,488	2,945	3,765
有形固定資産計	-	-	-	15,425	9,758	4,098	5,666
無形固定資産							
商標権	682	1,007	-	1,689	147	129	1,542
ソフトウェア	76,932	139,464	-	216,397	53,390	22,782	163,006
ソフトウェア仮 勘定	51,814	80,471	42,674	89,611	-	-	89,611
無形固定資産計	129,428	220,943	42,674	307,698	53,538	22,911	254,159
繰延資産							
株式交付費	13,336	-	-	13,336	6,668	4,445	6,668
繰延資産計	13,336	-	-	13,336	6,668	4,445	6,668

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

ソフトウェア Metaps Analytics開発に伴う増加 130,436千円

ソフトウェア仮勘定 SPIKE開発に伴う増加 55,607千円

2. 有形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	8月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 各支店（注）1 無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。 公告掲載URL http://corp.metaps.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取・売渡手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定により請求をする権利

（3）株主の有する株式に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（4）単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】**1【提出会社の親会社等の情報】**

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年 4月11日	アジア学生起業家ファンドI-SHIN投資事業有限責任組合無限責任組合員ユニテッド株式会社 代表取締役 藤澤 陽三	東京都渋谷区渋谷1丁目2-5	特別利害関係者等(大株主上位10名)	京大ベンチャーNVC C1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 奥原主一	東京都港区赤坂7丁目1-16	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 20,000	100,000,000 (5,000) (注)4	所有者の事情による
平成26年 12月22日	Rannoch Holdings (Bermuda) Limited Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)6	JAPAN VENTURES I L.P. Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)7	A種優先株式 78,849 新株予約権 32,259個 新株予約権付社債 400,000千円	400,000,977 (5,073) 新株予約権付社債 400,000,000 (注)5	株主の所属する企業グループの再編成のため
平成27年 4月30日				MSIVC2008V投資事業有限責任組合無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社 取締役社長 五十嵐仁志	東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲名古屋ビル3F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 88,652	49,999,728 (564) (注)8	新株予約権付社債に係る新株予約権の行使
平成27年 4月30日				インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合無限責任組合員株式会社インテック・アイティ・キャピタル 代表取締役 近藤秀樹	東京都江東区新砂一丁目3番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 88,652	49,999,728 (564) (注)8	新株予約権付社債に係る新株予約権の行使
平成27年 4月30日				MSIVC2008V投資事業有限責任組合無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社 取締役社長 五十嵐仁志	東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲名古屋ビル3F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	192,352		A種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成27年 4月30日				インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社インテック・アイティ・キャピタル 代表取締役 近藤秀樹	東京都江東区新砂一丁目3番3号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	182,082		A種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年 4月30日				株式会社セガゲームス 代表取締役社長 里見治紀	東京都大田区羽田一丁目2番12号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	500,000		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年 4月30日				FENOX VENTURE COMPANY VII, L.P. Md Anis Uzzaman	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA USA	特別利害関係者等（大株主上位10名）	300,000		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年 4月30日				トランスコスモス株式会社 代表取締役社長 奥田昌孝	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	250,000		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年 4月30日				株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田裕一	東京都港区赤坂5丁目3番1号 赤坂Bizタワー	特別利害関係者等（大株主上位10名）	250,000		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年 5月7日				JAPAN VENTURES I L.P. Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 322,590	181,940,760 (564) (注) 8	新株予約権の行使
平成27年 5月7日				JAPAN VENTURES I L.P. Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 709,219	399,999,516 (564) (注) 8	新株予約権付社債に係る新株予約権の行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成27年 5月7日				JAPAN VENTURES I L.P. Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembrok HM 19, Bermuda	特別利害関係者等（大株主上位10名）	1,820,299		A種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年 5月7日				JAPAN VENTURES I L.P. Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembrok HM 19, Bermuda	特別利害関係者等（大株主上位10名）	209,078		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成24年9月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、譲渡人の当初取得価格を参考にして、当事者間で協議の上、決定した価格であります。
5. 移動価格は、同じ企業グループ内の当事者間で協議の上、決定した価格であります。
6. Rannoch Holdings (Bermuda) Limitedは、当該株式移動により特別利害関係者等に該当しなくなっております。
7. JAPAN VENTURES I L.P.は、当該株式移動により特別利害関係者等に該当しております。
8. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
9. 当社は、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。移転前の上記株数及び金額は分割前の株数及び金額で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成25年3月8日	平成27年2月20日	平成24年12月1日	平成25年2月26日	平成25年8月26日
種類	A種優先株式	B種優先株式	第5回新株予約権（ストックオプション）	第6回新株予約権	第7回新株予約権（ストックオプション）
発行数	98,562株	2,058,077株	普通株式 750株 （注）9	A種優先株式 32,259株 （注）10	普通株式 3,600株 （注）11
発行価格	5,073円	2,000円	22,800円 （注）4	5,073円 （注）10	2,280円 （注）4
資本組入額	2,537円	1,000円	11,400円	2,537円	1,140円
発行価額の総額	500,005千円	4,116,154千円	17,100千円	163,649千円 （注）10	8,208千円
資本組入額の総額	250,051千円	2,058,077千円	8,550千円	81,825千円 （注）10	4,104千円
発行方法	第三者割当	第三者割当	平成24年11月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	第三者割当	平成24年11月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	（注）2	-	-	-

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日	平成26年 1月28日	平成26年 8月20日	平成26年12月20日	平成27年 5月12日	平成25年 2月26日
種類	第8回新株予約権（ストックオプション）	第9回新株予約権（ストックオプション）	第10回新株予約権（ストックオプション）	第11回新株予約権（ストックオプション）	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行数	普通株式 7,000株 （注）12	普通株式 20,100株 （注）13	普通株式 400株	普通株式 35,000株 （注）14	A種優先株式 88,697株 （注）10
発行価格	4,510円 （注）4	4,510円 （注）4	4,510円 （注）4	2,500円 （注）4	5,073円 （注）10
資本組入額	2,255円	2,255円	2,255円	1,250円	2,537円
発行価額の総額	31,570千円	90,651千円	1,804千円	87,500千円	500,000千円 （注）10
資本組入額の総額	15,785千円	45,325千円	902千円	43,750千円	250,000千円 （注）10
発行方法	平成25年11月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成25年11月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成26年11月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成26年11月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）3	（注）3	（注）3	（注）3	-

（注）1．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成26年8月31日であります。
- 2．同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、類似会社比準方式により算出された価格であります。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権付社債
行使時の払込金額	22,800円	5,073円 (注)10	2,280円	4,510円	4,510円	4,510円	2,500円	5,073円 (注)10
行使期間	自 平成26年 12月1日 至 平成29年 11月30日	自 平成25年 11月1日 至 平成27年 10月31日	自 平成27年 8月27日 至 平成30年 8月26日	自 平成28年 1月29日 至 平成31年 1月28日	自 平成28年 8月20日 至 平成31年 8月19日	自 平成28年 12月20日 至 平成31年 12月19日	自 平成29年 5月12日 至 平成32年 5月11日	自 平成25 年11月1日 至 平成28 年8月31日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

7. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の発行に係る上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を、当該株式分割後の発行に係る上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を、記載しております。
8. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の発行に係る上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を、当該株式分割後の発行に係る上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を、記載しております。
9. 新株予約権 については、割当対象者の退職による権利喪失（3名）及び権利行使（1名）があったため、該当分を全株消去（消却含む）しております。
10. 新株予約権 及び新株予約権付社債については、提出日現在では、行使価額は業績に応じて調整され、全て権利行使されており、新株の発行を請求できる権利は存在していません。
11. 新株予約権 については、割当対象者（1名）の退職による権利喪失があったため、該当分を全株消去（消却）しております。
12. 新株予約権 については、割当対象者（1名）の退職による権利喪失があったため、該当分を全株消去（消却）しております。
13. 新株予約権 については、割当対象者（8名）の退職による権利喪失があったため、該当分を全株消去（消却）しております。
14. 新株予約権 については、割当対象者（2名）の退職による権利喪失があったため、該当分を全株消去（消却）しております。

2【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Rannoch Holdings (Bermuda) Limited Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda	投資事業組合	78,849	400,000,977 (5,073)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
MSIVC2008投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社 取締役社長 小室忠俊	東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲名古屋ビル3階	投資事業組合	10,370	52,607,010 (5,073)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社インテック・アイティ・キャピタル 代表取締役 近藤秀樹	東京都江東区新砂一丁目3番3号	投資事業組合	9,343	47,397,039 (5,073)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) Rannoch Holdings (Bermuda) Limitedは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社セガゲームス 代表取締役社長 里見治紀 資本金100百万円	東京都大田区羽田一丁目2番12号	ゲーム事業	500,000	1,000,000,000 (2,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 取引先
FENOX VENTURE COMPANY VII, L.P. Md Anis Uzzaman	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA USA	投資事業組合	300,000	600,000,000 (2,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田裕一 資本金35,848百万円	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー	広告業	250,000	500,000,000 (2,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 取引先
トランス・コスモス株式会社 代表取締役社長 奥田昌孝 資本金29,065百万円	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	サービス業	250,000	500,000,000 (2,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 取引先
JAPAN VENTURES I L.P. Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda	投資事業組合	209,078	418,156,000 (2,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
gumi ventures 2号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 gumi ventures 代表取締役 川本 寛之 無限責任組合員 新生企業投 資株式会社 代表取締役社長 松原 一平	東京都新宿区西新宿四 丁目34番7号	投資事業組合	199,999	399,998,000 (2,000)	-
株式会社gumi 代表取締役 國光宏尚 資本金8,840百万円	東京都新宿区西新宿四 丁目34番7号 住友不 動産西新宿ビル5号館 3階	ゲーム事業	149,500	299,000,000 (2,000)	取引先
新生企業投資株式会社 代表取締役社長 松原 一平	東京都千代田区大手町 一丁目9番7号	金融業	149,500	299,000,000 (2,000)	-
FENOX INFOCOM VENTURE COMPANY V, L.P. Md Anis Uzzaman	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA USA	投資事業組合	25,000	50,000,000 (2,000)	-
FENOX VENTURE COMPANY VIII, L.P. Md Anis Uzzaman	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA USA	投資事業組合	25,000	50,000,000 (2,000)	-

(注) FENOX VENTURE COMPANY VII, L.P.、株式会社セガゲームス、トランス・コスモス株式会社、
株式会社博報堂は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
山崎 祐一郎	東京都新宿区	会社役員	30,000	6,840,000 (228)	特別利害関係者等 (当社取締役)
久野 憲明	東京都品川区	会社員	30,000	6,840,000 (228)	当社従業員(注)3
笠原 浩二	東京都府中市	会社員	10,000	2,280,000 (228)	当社従業員
山田 雄介	東京都板橋区	会社員	2,500	570,000 (228)	当社従業員
阿部 浩孝	埼玉県草加市	会社員	2,500	570,000 (228)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者、権利行使を行った者につきましては、記載しておりません。

2. 平成24年11月15日開催の取締役会決議により、平成24年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記割当株数及び価格は株式分割後の割当株数及び価格で記載しております。

3. 久野憲明は、平成25年4月23日付で当社取締役に選任されております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Rannoch Holdings (Bermuda) Limited Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda	投資事業組合	322,590	163,649,907 (508)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記割当株数及び価格は株式分割後の割当株数及び価格で記載しております。

2. 提出日現在、行使価額は業績に応じて調整され、全て権利行使されております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
豊 飛	東京都港区	会社員	20,000	4,560,000 (228)	当社従業員
Choy Wai Cheong	シンガポール共和国 シンガポール市	会社員	5,000	1,140,000 (228)	当社従業員(注) 3
小森谷 一生	埼玉県川口市	会社員	5,000	1,140,000 (228)	当社従業員
Sam Tam	中華人民共和国 香港特別行政区政府	会社員	5,000	1,140,000 (228)	当社子会社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者、権利行使を行った者につきましては、記載しておりません。

2. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記割当株数及び価格は株式分割後の割当株数及び価格で記載しております。

3. Choy Wai Cheongは、平成24年5月25日付で当社子会社取締役を選任されております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
松倉 友樹	東京都新宿区	会社員	35,000	15,785,000 (451)	当社従業員
鄭 希	中華人民共和国 上海市	会社役員	15,000	6,765,000 (451)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
加藤 広晃	東京都渋谷区	会社員	5,000	2,255,000 (451)	当社従業員
溝手 亘	東京都渋谷区	会社員	5,000	2,255,000 (451)	当社従業員
Kelveen Sidhu	シンガポール共和国 シンガポール市	会社員	5,000	2,255,000 (451)	当社子会社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記割当株数及び価格は株式分割後の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
久野 憲明	東京都品川区	会社役員	50,000	22,550,000 (451)	特別利害関係者等 (当社取締役)
山崎 祐一郎	東京都新宿区	会社役員	50,000	22,550,000 (451)	特別利害関係者等 (当社取締役)
Choy Wai Cheong	シンガポール共和国 シンガポール市	会社役員	20,000	9,020,000 (451)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
原 周平	東京都渋谷区	会社員	7,000	3,157,000 (451)	当社従業員
山田 雄介	東京都板橋区	会社員	7,000	3,157,000 (451)	当社従業員
小森谷 一生	埼玉県川口市	会社員	5,000	2,255,000 (451)	当社従業員
伊佐山 礼文	東京都武蔵野市	会社員	5,000	2,255,000 (451)	当社従業員
荻原 充彦	東京都渋谷区	会社員	5,000	2,255,000 (451)	当社従業員
杉崎 健史	埼玉県さいたま市南区	会社員	5,000	2,255,000 (451)	当社従業員
阿部 浩孝	埼玉県草加市	会社員	3,000	1,353,000 (451)	当社従業員
大谷 旅人	東京都豊島区	会社員	3,000	1,353,000 (451)	当社従業員
恒田 有希子	東京都新宿区	会社員	3,000	1,353,000 (451)	当社従業員
小林 雄介	東京都新宿区	会社員	3,000	1,353,000 (451)	当社従業員
加藤 広晃	東京都渋谷区	会社員	3,000	1,353,000 (451)	当社従業員
安本 聖一	東京都板橋区	会社員	3,000	1,353,000 (451)	当社従業員
張 俊	中華人民共和国 上海市	会社員	3,000	1,353,000 (451)	当社子会社従業員
Ooi Mun Yee	シンガポール共和国 シンガポール市	会社員	3,000	1,353,000 (451)	当社子会社従業員
Ng Shiyun	シンガポール共和国 シンガポール市	会社員	3,000	1,353,000 (451)	当社子会社従業員
亀村 明	東京都練馬区	会社役員	100	45,100 (451)	特別利害関係者等 (当社監査役)
鄭 希	中華人民共和国 上海市	会社役員	100	45,100 (451)	特別利害関係者等 (子会社取締役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記割当株数及び価格は株式分割後の割当株数及び価格で記載しております。

3. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員及び子会社従業員（特別利害関係者等を除く）42名、割当株式の総数12,200株に関する記載は省略しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
平 将貴	東京都渋谷区	会社員	2,000	902,000 (451)	当社従業員
張 俊	中華人民共和国 上海市	会社員	2,000	902,000 (451)	当社子会社従業員

(注) 1. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記割当株数及び価格は株式分割後の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
和田 洋一	東京都品川区	会社役員	20,000	50,000,000 (2,500)	特別利害関係者等 (当社取締役)
Seungyeon Kim	大韓民国 ソウル特別市	会社員	5,000	1,250,000 (2,500)	当社従業員(注)3
恒田 有希子	東京都新宿区	会社員	1,500	3,750,000 (2,500)	当社従業員
平 将貴	東京都渋谷区	会社員	1,400	3,500,000 (2,500)	当社従業員
中町 昭人	千葉県浦安市	会社役員	100	250,000 (2,500)	特別利害関係者等 (当社監査役)
吉川 朋弥	東京都杉並区	会社役員	100	250,000 (2,500)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員及び子会社従業員(特別利害関係者等を除く)28名、割当株式の総数5,800株に関する記載は省略しております。

3. Seungyeon Kimは、平成27年6月23日付で当社子会社取締役に選任されております。

新株予約権付社債

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Rannoch Holdings (Bermuda) Limited Neal Turchiaro	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda	投資事業組合	709,219	400,000,000 (508)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社インテック・アイティ・キャピタル 代表取締役 近藤秀樹	東京都江東区新砂一丁目3番3号	投資事業組合	98,425	50,000,000 (508)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
MS1VC2008投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社 取締役社長 小室忠俊	東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲 名古屋ビル3階	投資事業組合	98,425	50,000,000 (508)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 平成27年1月29日開催の取締役会決議により、平成27年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 提出日現在、行使価額は業績に応じて調整され、全て権利行使されております。

3【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年4月30日				gumi ventures 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社gumi ventures 代表取締役 川本 寛之 無限責任組合員 新生企業投資株式会社 代表取締役社長 松原 一平	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号		199,999		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年4月30日				株式会社gumi 代表取締役 國光宏尚	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号 住友不動産西新宿ビル5号館3階	取引先	149,500		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年4月30日				新生企業投資株式会社 代表取締役社長 松原 一平	東京都千代田区大手町一丁目9番7号		149,500		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年4月30日				FENOX INFOCOM VENTURE COMPANY V, L.P. Md Anis Uzzaman	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA USA		25,000		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
平成27年4月30日				FENOX INFOCOM VENTURE COMPANY VIII, L.P. Md Anis Uzzaman	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA USA		25,000		B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 航陽 (注) 1. 2.	東京都新宿区	4,500,000 (100,000)	37.27 (0.83)
JAPAN VENTURES I L.P. (注) 2. (常任代理人 株式会社メタップス)	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembrok HM 19, Bermuda	2,029,377	16.81
インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合(注) 2.	東京都江東区新砂一丁目3番3号	632,082	5.23
MS1VC2008V投資事業有限責任組合(注) 2.	東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲名古屋ビル3F	567,352	4.70

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
京大ベンチャーNVC C 1号投資事業有限責任組合(注)2.	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング34階	560,000	4.64
株式会社セガゲームス(注)2.	東京都大田区羽田一丁目2番12号	500,000	4.14
山崎 祐一郎(注)3.	東京都新宿区	430,000 (430,000)	3.56 (3.56)
アジア学生起業家ファンドI-SHIN投資事業有限責任組合(注)2.	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	400,000	3.31
ネオステラ1号投資事業有限責任組合(注)2.	東京都中央区日本橋一丁目17番10号	300,000	2.48
FENOX VENTURE COMPANY VII, L.P. (注)2. (常任代理人 株式会社メタップス)	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA, USA	300,000	2.48
株式会社博報堂(注)2.	東京都港区赤坂五丁目3番1号赤坂Bizタワー	250,000	2.07
トランスコスモス株式会社 (注)2.	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	250,000	2.07
ngiベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	220,000	1.82
gumi ventures 2号投資事業有限責任組合	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号	199,999	1.66
株式会社gumi	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号住友不動産西新宿ビル5号館3階	149,500	1.24
新生企業投資株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	149,500	1.24
S M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	130,000	1.08
久野 憲明(注)3.	東京都港区	100,000 (100,000)	0.83 (0.83)
三生5号投資事業有限責任組合	東京都江東区青海一丁目1番20号	80,000	0.66
松倉 友樹(注)4.	東京都新宿区	35,100 (35,100)	0.29 (0.29)
Choy Wai Cheong(注)5. (常任代理人 株式会社メタップス)	シンガポール共和国 シンガポール市	30,000 (25,000)	0.25 (0.21)
FENOX VENTURE COMPANY VIII, L.P. (常任代理人 株式会社メタップス)	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA, USA	25,000	0.21
FENOX VENTURE COMPANY V, L.P. (常任代理人 株式会社メタップス)	1641 N. 1st St. Suite 110, San Jose, CA, USA	25,000	0.21
豊 飛(注)4.	東京都港区	20,100 (20,100)	0.17 (0.17)
和田 洋一(注)3.	東京都品川区	20,000 (20,000)	0.17 (0.17)
鄭 希(注)5.	中華人民共和国 上海市	15,100 (15,100)	0.13 (0.13)
原 周平(注)4.	東京都渋谷区	14,500 (14,500)	0.12 (0.12)
笠原 浩二(注)4.	東京都府中市	10,100 (10,100)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
小森谷 一生 (注) 4 .	埼玉県川口市	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)
山田 雄介 (注) 4 .	東京都板橋区	9,500 (9,500)	0.08 (0.08)
加藤 広晃 (注) 4 .	東京都渋谷区	8,000 (8,000)	0.07 (0.07)
溝手 亘 (注) 4 .	東京都渋谷区	6,000 (6,000)	0.05 (0.05)
Kelveen Sidhu (注) 6 .	シンガポール共和国 シンガポール市	6,000 (6,000)	0.05 (0.05)
阿多 浩考 (注) 4 .	埼玉県草加市	5,500 (5,500)	0.05 (0.05)
Joshua James Gitter (注) 4 .	東京都世田谷区	5,100 (5,100)	0.04 (0.04)
Sam Tam (注) 6 .	中華人民共和国 香港特別行政区政府	5,100 (5,100)	0.04 (0.04)
Chua Khim Teck (常任代理人 株式会社メタップス)	シンガポール共和国 シンガポール市	5,000	0.04
伊佐山 礼文 (注) 4 .	東京都武蔵野市	5,000 (5,000)	0.04 (0.04)
荻原 充彦 (注) 4 .	東京都渋谷区	5,000 (5,000)	0.04 (0.04)
杉崎 健史 (注) 4 .	埼玉県さいたま市南区	5,000 (5,000)	0.04 (0.04)
Seungyeon Kim (注) 5 .	大韓民国 ソウル特別市	5,000 (5,000)	0.04 (0.04)
張 俊 (注) 6 .	中華人民共和国 上海市	5,000 (5,000)	0.04 (0.04)
恒田 有希子 (注) 4 .	東京都新宿区	4,500 (4,500)	0.04 (0.04)
平 将貴 (注) 4 .	東京都渋谷区	3,500 (3,500)	0.03 (0.03)
大谷 旅人 (注) 4 .	東京都豊島区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
小林 雄介 (注) 4 .	東京都新宿区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
安本 聖一 (注) 4 .	東京都板橋区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
Ooi Mun Yee (注) 6 .	シンガポール共和国 シンガポール市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
Ng Shiyun (注) 6 .	シンガポール共和国 シンガポール市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
亀村 明 (注) 7 .	東京都練馬区	2,600 (100)	0.02 (0.00)
加藤 武 (注) 4 .	東京都新宿区	2,600 (2,600)	0.02 (0.02)
前田 達志 (注) 4 .	埼玉県富士見市	2,600 (2,600)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
その他60名		15,500 (15,500)	0.13 (0.13)
計	-	12,074,210 (893,900)	100.00 (7.40)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
4. 当社の従業員
5. 特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
6. 当社子会社の従業員
7. 特別利害関係者等(当社の監査役)
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年7月24日

株式会社メタップス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタップス及び連結子会社の平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年7月24日

株式会社メタップス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタップスの平成26年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年7月24日

株式会社メタップス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの平成24年9月1日から平成25年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタップス及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年7月24日

株式会社メタップス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの平成24年9月1日から平成25年8月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタップスの平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年7月24日

株式会社メタップス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年9月1日から平成27年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メタップス及び連結子会社の平成27年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。